

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——

- 亀岡市情報公開条例施行規則の一部改正 (総務課) 4
- 亀岡市個人情報保護法施行細則の一部改正 (総務課) 5
- 議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び亀岡市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正 (自治防災課) 7
- 亀岡市営住宅管理条例施行規則の一部改正 (建築住宅課) 8
- 亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部改正 (自治防災課) 9
- 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正 (人事課) 9

—— 告 示 ——

- 指定納付受託者の指定 (ふるさと納税課) 10
- 指定納付受託者の指定 (情報政策課) 10
- 指定納付受託者の指定 (情報政策課) 11
- 亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の一部改正 (人権啓発課) 11
- 指定公金事務取扱者の指定 (文化芸術課) 12

- 亀岡市自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱の一部改正 (自治防災課) 12
- 亀岡市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部改正 (自治防災課) 13
- 指定公金事務取扱者の指定 (環境政策課) 15
- 亀岡市猫避妊・去勢手術補助金交付要綱の一部改正 (環境政策課) 15
- 令和6年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画 (資源循環推進課) 16
- 指定公金事務取扱者の指定 (資源循環推進課) 24
- 亀岡市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知に関する要綱の一部改正 (市民課) 28
- 亀岡市重度心身障害老人健康管理事業費支給要綱の一部改正 (保険医療課) 29
- 固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全ての登録 (税務課) 30
- 亀岡市障害児(者)日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正 (障がい福祉課) 30
- 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定 (障がい福祉課) 31
- 亀岡市障害者福祉ホーム事業実施要綱 (障がい福祉課) 33
- 亀岡市在宅ねたきり老人等介護用品支給事業実施要綱の一部改正 (高齢福祉課) 34

○亀岡市高齢者通い場事業助成金交付要綱 (高齢福祉課)	34	○指定公金事務取扱者の指定 (図書館)	58
○亀岡市基準該当介護予防支援事業者の登録等に関する要綱等の一部改正 (高齢福祉課)	36	○公示送達 (保険医療課)	59
○亀岡市骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に係る再接種費用助成金交付要綱の一部改正 (健康増進課)	39	○公示送達 (保険医療課)	60
○亀岡市こども家庭センター事業実施要綱 (こども家庭課)	41	○指定居宅介護支援事業所の廃止 (高齢福祉課)	62
○亀岡市1か月児健康診査費助成事業実施要綱 (こども家庭課)	41	○亀岡市スポーツイベント開催支援補助金交付要綱 (生涯スポーツ課)	62
○亀岡市初回産科受診等支援事業実施要綱 (こども家庭課)	43	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	64
○亀岡市妊産婦健診及び新生児聴覚検査費用助成要綱の一部改正 (こども家庭課)	45	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	64
○亀岡市交通空白地等地域生活交通事業補助金交付要綱の一部改正 (桂川・道路交通課)	47	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	64
○市道路線の認定に関する告示 (土木管理課)	49	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	65
○市道路線の変更に関する告示 (土木管理課)	50	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	65
○市道路線の区域に関する告示 (土木管理課)	50	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	66
○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課)	51	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	66
○亀岡市移住支援金交付要綱の一部改正 (建築住宅課)	52	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	67
○亀岡市新婚世帯等支援事業補助金交付要綱の一部改正 (建築住宅課)	56	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	67
○亀岡市移住者起業支援事業補助金交付要綱の一部改正 (建築住宅課)	58	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	68
○亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金交付要綱等の一部改正 (お客様サービス課)	58	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	68

○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 69	—— 任免及び辞令 ——
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 69	議会事務局欄
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 69	—— 規 程 ——
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 70	○亀岡市議会個人情報保護条例施行規程 の一部改正 101
○公示送達 (税務課) 70	監査委員欄
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 70	—— 公 表 ——
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 71	○令和6年度随時監査 102
—— 公 告 ——	教育委員会欄
○一般競争入札(条件付き)にかかる特 定建設工事共同企業体の公募 (契約検査課) 72	—— 規 則 ——
○都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 77	○亀岡市立図書館運営規則の一部改正 103
○亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変 更による計画書の縦覧 (農林振興課) 77	—— 教育長訓令 ——
○公募型プロポーザル方式による業務受 託候補者の選定 (図書館) 78	○亀岡市教育委員会事務専決規程の一部 改正 103
○公募型プロポーザル方式による事業者 の選定 (健康増進課) 78	—— 任免及び辞令 ——
○公募型プロポーザル方式による事業者 の選定 (子育て支援課) 83	公平委員会欄
○公募型プロポーザル方式による事業者 の選定 (企画調整課) 83	—— 告 示 ——
○亀岡市職員採用試験公告 (人事課) 84	○職員団体解散届の受理 106
○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 88	農業委員会欄
○公募型プロポーザル方式による事業者 の選定 (健康増進課) 94	—— 公 告 ——
○公募型プロポーザル方式による事業者 の選定 (広報プロモーション課) 98	○令和6年4月定例総会の開催 106
	○令和6年5月定例総会の開催 107
	上下水道部欄
	—— 規 程 ——
	○亀岡市上下水道事業会計規程等の一部 改正 107
	○亀岡市上下水道事業契約規程の一部改 正 108
	○亀岡市水道事業給水条例施行規程の一 部改正 108

—— 告 示 ——

- 指定公金事務取扱者の指定 109
- 指定公金事務取扱者の指定 110

市立病院欄

—— 告 示 ——

- 指定納付受託者の指定 110

規 則

亀岡市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第17号

亀岡市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市情報公開条例施行規則（平成12年亀岡市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り下げる。

第5条第1項中「第16条の」を「第16条に規定する」に、「交付」を「作成」に、「次の各号の費用の区分に応じ当該各号に掲げる」を「別表の」に改め、同項各号を削り、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録の開示方法）

第5条 条例第14条に規定する公文書の開示について、その公文書が電磁的記録である場合にあっては、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法により開示するものとする。

- (1) 録音テープ及び録音ディスク 実施機関が保有する専用機器により再生したものの聴取又は複写したものの交付
- (2) ビデオテープ及びビデオディスク 実施機関が保有する専用機器により再生したも

の視聴又は複写したものの交付

(3) 前2号に掲げるもの以外のもの 次に掲げるもののうち、市長が適当と認める方法

ア 用紙に出力したものの写しの交付

イ 実施機関が保有する専用機器により再生したものの聴取若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

区分	公文書の種類	作成の方法	費用の額
写しの作成	文書、図書、写真及びフィルム	電子複写機により複写する方法（白黒）	用紙片面1枚当たり 10円
		電子複写機により複写する方法（カラー）	用紙片面1枚当たり 50円
	電磁的記録	用紙に出力する方法（白黒）	用紙片面1枚当たり 10円
		用紙に出力する方法（カラー）	用紙片面1枚当たり 50円
写しの送付			現に要する額

- 備考 1 用紙は、原則として標準用紙（日本産業規格に定めるA列3番又はA列4番のものをいう。）を用いるものとする。
- 2 標準用紙以外の用紙を用いる場合又は上記の方法以外の方法により写しを作成する場合における費用の額は、現に要する額とする。
- 3 用紙の両面に複写し、又は出力する場合は、片面を1枚とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市個人情報保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第18号

亀岡市個人情報保護法施行細則の一部を改正する規則

亀岡市個人情報保護法施行細則（令和5年亀岡市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条中「別表」を「別表第2」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条第1項中「交付」を「作成」に、「次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める」を「別表第1の」に改め、同項各号を削り、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録の開示方法）

第2条 法第87条第1項に規定する保有個人情報の開示について、その保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合にあつては、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法により開示するものとする。

- (1) 録音テープ及び録音ディスク 実施機関が保有する専用機器により再生したものの聴取又は複写したものの交付
- (2) ビデオテープ及びビデオディスク 実施機関が保有する専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付
- (3) 前2号に掲げるもの以外のもの 次に掲げるもののうち、市長が適当と認める方法
 - ア 用紙に出力したものの写しの交付
 - イ 実施機関が保有する専用機器により再生したものの聴取若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付

別表中「第5条関係」を「第6条関係」に改め、同表を別表第2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第1（第3条関係）

区分	公文書の種類	作成の方法	費用の額
写しの作成	文書、図書、写真及びフィルム	電子複写機により複写する方法（白黒）	用紙片面1枚当たり 10円
		電子複写機により複写する方法（カラー）	用紙片面1枚当たり 50円
	電磁的記録	用紙に出力する方法（白黒）	用紙片面1枚当たり 10円
		用紙に出力する方法（カラー）	用紙片面1枚当たり 50円
写しの送付			現に要する額

備考 1 用紙は、原則として標準用紙（日本産業規格に定めるA列3番又はA列4番のものをいう。）を用いるものとする。

2 標準用紙以外の用紙を用いる場合又は上記の方法以外の方法により写しを作成する場合における費用の額は、現に要する額とする。

3 用紙の両面に複写し、又は出力する場合は、片面を1枚とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び亀岡市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第19号

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び亀岡市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

(議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年亀岡市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

(亀岡市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正)

第2条 亀岡市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則(平成18年亀岡市規則第71号)の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第20号

亀岡市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市営住宅管理条例施行規則（平成9年亀岡市規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

平和台住宅	準耐火構造（二階建て）	10戸	46.00㎡	昭和29年12月	昭和28年度
-------	-------------	-----	--------	----------	--------

」

を

「

平和台住宅	準耐火構造（二階建て）	5戸	46.00㎡	昭和29年12月	昭和28年度
-------	-------------	----	--------	----------	--------

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第21号

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年亀岡市規則第72号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「172,550円」を「177,950円」に、「77,890円」を「81,290円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「86,280円」を「88,980円」に、「38,900円」を「40,600円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の

額については、なお従前の例による。

「揭示済」

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第22号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和31年亀岡市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「10日」を「21日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 指定納付受託者の名称及び所在地

- (1) 楽天グループ株式会社
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天クリムゾンハウス
- (2) 株式会社さとふる
東京都中央区京橋2-2-1
京橋エドグラン13F
- (3) 株式会社トラストバンク
東京都品川区上大崎3丁目1番1号
- (4) 京都クレジットサービス株式会社
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地
- (5) 京銀カードサービス株式会社
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地
- (6) 株式会社ユニメディア
東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
- (7) PayPay株式会社
東京都千代田区紀尾井町1-3
- (8) 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南3-5-7
デジタルゲートビル10階

- (9) 株式会社アイモバイル
東京都渋谷区桜丘町22-14
N. E. S. ビルN棟2階
 - (10) GMOペイメントゲートウェイ株式会社
東京都渋谷区道玄坂1-2-3
渋谷フクラス
 - (11) KDDI株式会社
東京都新宿区西新宿2丁目3番2号
KDDIビル
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入寄附金
- 3 指定をした日
令和6年4月1日
- 4 指定の期日
令和7年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
株式会社トラストバンク
東京都品川区上大崎3丁目1番1号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入の種類
使用料、手数料、雑入

- 3 指定をした日
令和6年4月1日
- 4 指定の期日
令和7年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
Pay Pay株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
使用料、手数料、負担金、雑入
- 3 指定をした日
令和6年4月1日
- 4 指定の期日
令和7年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第36号

亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関

する要綱（令和3年亀岡市告示第20号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第4項中「パートナーシップ宣誓制度等に係る都市間連携に関する協定を本市と締結した他の地方公共団体（以下「連携協定締結都市」という。）」を「本市が参画するパートナーシップ制度自治体間連携ネットワークを構成する自治体（以下「構成自治体」という。）」に改める。

第4条第1項第4号中「別記第2号様式の2」の次に「）」を加え、同条第3項中「写し」の次に「（個人番号カードについては、表面に限る。次条第3項において同じ。）」を加える。

第4条の2第1項第1号中「の写し」を削り、同項第2号中「継続申告書」を「申告書」に改める。

第5条第4項、第9条第1項第3号及び別記第1号の2様式中「連携協定締結都市」を「構成自治体」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により物品売払代金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 委託先

名 称	所在地
株式会社大垣書店 亀岡店	亀岡市篠町野条上又11-1 アルプラザ亀岡3階
有限会社さわだ書店	亀岡市千代川町小川2丁目1番23号
株式会社やまざき商店	亀岡市北町19番地
株式会社松園荘	亀岡市蕨田野町芦ノ山流田1-4
株式会社翠泉	亀岡市蕨田野町芦ノ山イノシリ6-3
保津川遊船企業組合	亀岡市保津町下中島2番地
嵯峨野観光鉄道株式会社	京都市右京区嵯峨野天龍寺車道町
一般社団法人きりぶえ	亀岡市蕨田野町太田竹が花7番地
一般社団法人森の京都地域振興社	亀岡市追分町谷筋25番地30
一般社団法人京都中央古民家再生協会	亀岡市安町釜ヶ前23番地6 アイディール・アザレア102

2 委託した物品売払代金

委託先において販売する次に掲げる冊子の売払代金

「京都・亀岡 暮らしと、ところ。」

「Kyoto-kameoka Hidden gem」

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第38号

亀岡市自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱（令和5年亀岡市告示第187号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第5条第2項中「購入した日の属する年度の末日までに」を「購入した日から1年以内に」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第39号

亀岡市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱（平成27年亀岡市告示第51号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第4条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別記第1号様式中

「

(1) 亀岡市敬老乗車券の交付	
(2) タクシー利用カードの交付	
(3) 交通系ICカードの交付	

」

を

「

(1) タクシー利用カードの交付	
(2) 交通系ICカードの交付	

」

に改める。

別記第2号様式中

「

- (1) 亀岡市敬老乗車券の交付
- (2) タクシー利用カードの交付
- (3) 交通系ICカードの交付

」

を

「

- (1) タクシー利用カードの交付
- (2) 交通系ICカードの交付

」

に改める。

別記第3号様式中

- 「 亀岡市敬老乗車券を受領しました。
- タクシー利用カードを受領しました。
- 交通系ICカードを受領しました。」を
- 「 タクシー利用カードを受領しました。
- 交通系ICカードを受領しました。」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の実施の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

「揭示済」

亀岡市告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 受託者
京都市下京区西七条掛越町65番地
公益社団法人京都府獣医師会
会長理事 若松 久雄
- 2 委託した徴収事務
狂犬病予防注射済票交付事務手数料
- 3 委託期間
令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第41号

亀岡市猫避妊・去勢手術補助金交付要綱（令和3年亀岡市告示第67号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第7条中「いずれか早い日」の次に「（以下「実績報告期限日」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 実績報告期限日までに、補助対象者から実績報告書の提出がなかった場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の亀岡市猫避妊・去勢手術補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後になされた申請について適用し、この要綱の実施の前になされた申請については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第42号

亀岡市循環型社会推進条例（平成13年亀岡市条例第13号）第13条第2項の規定により、令和6年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり告示する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 一般廃棄物の処理量の見込み

(1) ごみ

ア 燃やすしかないごみ	16,893 t / 年 * 1
イ 埋立てるしかないごみ	1,059 t / 年 * 2
ウ 粗大ごみ	543 t / 年
エ 資源ごみ	
(ア) カン類	262 t / 年
(イ) ビン類	397 t / 年
(ウ) ペットボトル	122 t / 年
(エ) スプレー缶	26 t / 年
(オ) プラスチック類	934 t / 年
(カ) 使用済小型家電	23 t / 年
(キ) 使用済乾電池・使用済充電式電池	29 t / 年
(ク) 廃蛍光管	3 t / 年
(ケ) 小型金属類	18 t / 年
(コ) 草・木類	433 t / 年
(サ) 紙類	1,766 t / 年
(シ) 生ごみ・食用油	0 t / 年
(ス) 古布類	61 t / 年
(2) 犬、猫等の死体	383体 / 年
(3) し尿及び汚泥	
ア し尿	4,567kl / 年
イ 浄化槽汚泥	4,208kl / 年

* 1 重複カウントになるため、燃やすしかないごみから、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物の見込量及びプラスチック類の選別残渣の見込量を除いている。

* 2 重複カウントになるため、埋立てるしかないごみから、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物及びカン類・ビン類・プラスチック類の選別残渣の見込量を除いている。

2 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ

種類及び区分		収集・運搬	中間処理	最終処分	
燃やすしかな いごみ	家庭系	(公財)環境かめおか(委 託、以下同じ) (株)カンポ	焼却/桜塚クリーンセンター (直営、以下同じ)	残渣埋立/大阪湾広域 臨海環境整備センター神戸 沖埋立処分場及び大阪 沖埋立処分場(委託、 以下同じ)	
	事業系	許可業者※下記のとおり			
埋立てるしか ないごみ	家庭系	(公財)環境かめおか	/	埋立/エコビ ^ア 亀岡(直 営、以下同じ)	
		許可業者			
粗 大 ご み	可燃性	家庭系	破碎/エコビ ^ア 亀岡、焼 却/桜塚クリーンセン ター 資源化/民間処理施設 (委託、以下同じ)	残渣埋立/エコビ ^ア 亀 岡、大阪湾広域臨海環 境整備センター神戸沖埋立 処分場及び大阪沖埋立 処分場	
		事業系			許可業者
	不燃性	家庭系	(公財)環境かめおか 許可業者	資源化/民間処理施設	残渣埋立/民間最終処 分場、エコビ ^ア 亀岡
資源ごみ	カン類		(公財)環境かめおか	選別・圧縮/エコビ ^ア 亀 岡	残渣埋立/エコビ ^ア 亀 岡、資源化/民間処理 施設
	ビン類		(公財)環境かめおか	選別/エコビ ^ア 亀岡	残渣埋立/エコビ ^ア 亀 岡、資源化/公益財団 法人日本容器包装リサイ クル協会(委託、以下同 じ)・民間処理施設
	ペットボトル		(公財)環境かめおか 委託業者	選別・圧縮・梱包/民 間処理施設	資源化/民間処理施設
	スプレー缶		(公財)環境かめおか	選別・圧縮/エコビ ^ア 亀 岡	残渣埋立/エコビ ^ア 亀 岡、資源化/民間処理 施設
	プラスチック類		(公財)環境かめおか	選別・圧縮・梱包/民 間処理施設	残渣埋立/エコビ ^ア 亀 岡、焼却/桜塚クリーンセ ンター、資源化/公益財団 法人日本容器包装リサイ クル協会
	使用済小型家電		委託業者	/	資源化/民間処理施設
	使用済乾電池・使 用済充電式電池		(公財)環境かめおか	/	資源化/民間処理施設
	廃蛍光管		委託業者	/	資源化/民間処理施設
	小型金属類		(公財)環境かめおか	選別/エコビ ^ア 亀岡	資源化/民間処理施設
	使用済インクカー トリッジ		協定締結業者	/	資源化/民間処理施設
	草・木類		(公財)環境かめおか	/	資源化/民間処理施設
	紙類		(公財)環境かめおか	/	資源化/民間処理施設
	生ごみ・食用油		民間業者	/	/
古布類		民間業者	/	/	

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項に規定する許可業者〔種別/一般廃棄物(ごみ)〕大田産業(株)、(株)カンポ、南丹清掃(株)、松波商店、安田産業(株)、サカエ産業(株)、(有)丸加清掃、日進浄化槽センター(株)、(有)キンキ、(株)クリーンプラン

(2) し尿及び汚泥

種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
し尿	(公財)環境かめおか、南丹清掃(株)(委託)	脱水・焼却/京都中部クリーンセンター	残渣埋立/大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
浄化槽汚泥	許可業者※下記のとおり		

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する許可業者〔種別/浄化槽汚泥〕南丹清掃(株)、日進浄化槽センター(株)

3 ごみ処理実施計画

(1) 「美しいふるさとかめおか」を次代につなぐ活動を支援する。

ア ごみ減量・資源化の市民活動の支援

- (ア) 美化活動や環境保全活動に取り組む団体や自治会等の地域コミュニティ団体への支援
- (イ) 地域コミュニティなどによる集団回収や適正な分別排出の取組の支援
- (ウ) 地域における持続可能な衛生保持の仕組みづくり

イ 環境に配慮したイベントの推進・環境学習の充実

- (ア) 環境配慮型イベントの推進
- (イ) 大堰川・保津川をはじめとする自然環境をフィールドにした環境学習の展開
- (ウ) 小・中学校、義務教育学校における環境教育の強化
- (エ) 企業と連携した環境学習の開発・展開
- (オ) 就学前教育やエコウォーカーキッズチャレンジプログラム等の充実・展開

ウ ゼロエミッションをオールかめおかで取り組むための支援

- (ア) 誰もがわかるごみ分別情報の提供
- (イ) 環境ポスター・標語等の募集による環境意識の啓発
- (ウ) 高齢者等ふれあい収集を通じたごみ出し支援

エ 企業とのパートナーシップの構築

- (ア) 環境パートナーシップ協定の締結企業の拡大
- (イ) 環境パートナーシップ協定締結企業の製品・サービス等の周知・広報によるエシカル消費の普及促進

(2) 排出されるごみを徹底的に減らすため、2R（リデュース：排出抑制、リユース：再使用）を強化する。

ア 生活系ごみの2Rに向けた取組

- (ア) エコバッグやマイボトルの持参等による、プラスチック製レジ袋やペットボトルをはじめとする使い捨てプラスチックの発生抑制対策の更なる推進
- (イ) 家庭から排出される食品廃棄物などの減量
- (ウ) 環境家計簿の普及拡大
- (エ) ごみを出さない買い物や環境にやさしい生活習慣（エシカル）の普及に向けた環境の整備
- (オ) リユース交換会の実施

- イ 事業系ごみの2Rに向けた取組
 - (ア) 製造・使用・排出者責任を浸透させる啓発活動
 - (イ) 紙ごみを資源物として受け入れることの検討
 - (ウ) 桜塚クリーンセンターにおける搬入指導の実施
 - (エ) 多量排出事業者の届出制度（条例制定など）の検討
 - (オ) 事業者から排出される食品廃棄物の実態の把握
 - (カ) 事業者から排出される食品廃棄物減量の取組
- ウ 食品ロス対策の推進
 - (ア) 食品ロスの発生状況、発生要因の周知啓発
 - (イ) 「食品ロス削減推進計画」に基づく施策の展開
- エ イベントごみ対策の推進
 - (ア) リユース食器等の利用促進
 - (イ) テイクアウト容器の削減
- (3) 多様な資源化システムを構築する。
 - ア 市民が取り組みやすい資源化システムの構築
 - (ア) 公共施設における資源ごみ回収拠点の拡充
 - (イ) 事業者と連携した資源ごみ回収拠点の拡充
 - (ウ) 小型家電等のイベント回収の拡充
 - (エ) コンポストによる生ごみの減量、資源化
 - イ 事業者による資源化システムの構築
 - (ア) 事業者による古紙、古着等の資源化の拡大
 - (イ) 事業者と連携したペットボトルの資源回収、資源循環システムの構築
 - (ウ) 事業者と連携したステンレスボトルの資源回収、資源循環システムの構築
 - (エ) 事業者と連携したサーキュラーエコノミーによる持続可能なビジネスモデルの構築
 - ウ 中間処理等の充実による資源化システムの構築
 - (ア) 中間処理施設（民間）の活用による資源回収
 - (イ) 埋立てごみの中間処理によるごみの減量、資源化率の向上
 - (ウ) 焼却灰のリサイクルの検討
 - (エ) 剪定枝や落葉等の堆肥化の推進
 - エ 廃棄物の資源化・エネルギー化と脱炭素に向けた取組の促進
 - (ア) 生ごみのバイオガス発電に向けた事業化の検討
 - (イ) 廃棄物のエネルギー化による再生可能エネルギー導入拡大及びエネルギーの地産地消の推進
 - オ 分別ごみ拡大によるごみの減量・資源化の促進及び新たな分別拡大に向けた調査研究の促進
 - (ア) 紙類、剪定枝・落葉、小型金属類、プラスチック一括回収等の分別拡大による大幅なごみの減量
 - (イ) 生ごみ及び使用済み紙おむつ等の資源化に向けた事業化の検討

- (ウ) 燃やすしかないごみ及び埋立てるしかないごみの大幅な減量を前提とした桜塚クリーンセンターの更新の可否及び広域処理、さらにはエコトピア亀岡の延命化及び域外処理の調査・研究
- カ 経済効果を考慮した事業方式の調査研究の推進
 - (ア) 将来の処理施設の事業化手法について、安定的な処理かつ経済効果が高い処理を実現させるため、民間企業の資源・ノウハウの活用により相乗効果が期待できる「公民連携」方式等の導入についての調査研究
- (4) ごみの適正処理に向けた体制・仕組みを整備する。
 - ア 収集・運搬体制の充実に向けた取組
 - (イ) 安全安心な収集運搬体制の維持
 - (ロ) 収集体制等の効率化
 - イ 受益者負担の適正化の取組
 - (イ) ごみ処理手数料について、適切な仕組みとなっているかの検証や検討を引き続き実施
 - ウ 適正処理困難物を適正に排出できる体制の整備
 - (イ) 適正処理困難物に対する体制の整備
 - (ロ) 廃蛍光管や水銀体温計等有害ごみの安全な回収方法の整備
 - エ 最終処分体制の充実に向けた取組
 - (イ) 第3期大阪湾フェニックス計画への参加
 - (ロ) 最終処分場の適正な維持管理
 - (ハ) 医王谷エコトピア（旧最終処分場）の廃止確認に向けた取組
 - オ 計画の着実な履行に向けた取組
 - (イ) ごみ処理基本計画の進捗状況の点検・評価
- (5) 不法投棄対策及び災害廃棄物対策を強化する。
 - ア 不法投棄に対する監視活動の強化
 - (イ) 不法投棄に対する監視活動の強化
 - (ロ) 捜査機関などの関係機関との連携強化
 - (ハ) エコウォーカーによる新たな感覚での環境美化活動の推進
 - (ニ) アプリケーションソフトを活用したポイ捨てごみの可視化による環境美化の意識啓発
 - イ 災害廃棄物対策の点検・見直し
 - (イ) 災害廃棄物処理計画についての点検及び見直し
 - (ロ) 災害廃棄物についての適正処理の実施（発生時）

関連施設の概要

ア 資源ごみ選別資源化施設（エコトピア亀岡内）

〔形式及び公称能力等〕

カン類：磁気式選別機＋プレス機（Cプレス 3.0 t／6h）

ビン類：ストックヤード（カレット）208.8m³（W24m×L6m×H1.45m）

プラスチック類：ストックヤード 222.39m²

ペットボトル：ストックヤード 38.91㎡

使用済小型家電：ストックヤード 32.89㎡

イ 可燃性粗大ごみ破碎処理施設（エコトピア亀岡内）

〔形式及び公称能力等〕

磁気式選別機＋車両型2軸剪断式破碎機（4.9t／5h）

4 収集・運搬計画

種類及び区分		収集・運搬量	収集区域	収集方法	収集回数	搬入先
燃やすすか ないごみ	家庭系	10,879 t	市内全域	ステーション	週2回	桜塚クリーンセンター
		2,500 t	南丹市及び京丹波町全域	船井郡衛生管理組合より搬入	週1回	
	事業系	5,410 t	市内全域	戸別	随時	
埋立てるしかないごみ	家庭系	968 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡（埋立処分場）
粗大ごみ	可燃性	136 t	市内全域	戸別	随時	エコトピア亀岡（破碎処理施設）
	不燃性	66 t		戸別	随時	エコトピア亀岡（保管施設）
資源ごみ	カン類	262 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡（資源化施設及び保管施設）
	ビン類	397 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡（保管施設）
	ペットボトル	122 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡（保管施設）
				拠点	随時	民間処理施設
	スプレー缶	26 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡（資源化施設及び保管施設）
	プラスチック類	934 t	市内全域	ステーション	週1回	エコトピア亀岡（保管施設）
	使用済小型家電	23 t	市内全域	拠点	随時	エコトピア亀岡（保管施設）
	使用済乾電池・使用済充電式電池	29 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡（保管施設）
	廃蛍光管	3 t	市内全域	拠点	随時	民間処理施設
	小型金属類	18 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡（保管施設）
	草・木類	433 t	市内全域	ステーション	月1回	エコトピア亀岡（保管施設）
	紙類	1,766 t	市内全域	ステーション	月1回	資源回収業者施設
			市内全域	拠点	随時	
古布類	61 t	—	戸別	随時	資源回収業者施設	

○収集・運搬量は、委託業者及び許可業者による収集量見込の合計である。なお、それ以外に自己による直接持込及び災害搬入・地域清掃に伴う搬入等がある。

5 中間処理計画

処理施設の概要	施設名	桜塚クリーンセンター
	所在地	亀岡市東別院町小泉桜塚6番地の6
	型式	連続燃焼式
	公称能力	120 t /日 (60 t /炉)
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	10,879 t /年
	許可業者	5,410 t /年
	船井郡衛生管理組合	2,500 t /年
	その他	1,365 t /年
残渣の量及び処分方法		2,660 t /年 (海面埋立処分)

○搬入される廃棄物の搬入者別内訳量欄にある「その他」は、自己による直接持込、災害搬入・地域清掃に伴う搬入及び粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物の見込量である。

6 最終処分計画

(1) 一般廃棄物

最終処分場の概要	施設名	エコトピア亀岡
	所在地	亀岡市東別院町大野法華1
	埋立面積	13,740m ²
	埋立容量	77,920m ³
	残余容量	15,761m ³
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	949 t /年
	許可業者	19 t /年
	その他	114 t /年
年間埋立容量		3,052m ³
埋立計画	埋立区域	山間埋立
	埋立方法	サンドイッチ工法、セル工法の併用

○搬入される廃棄物の搬入者別内訳量欄にある「その他」は、自己による直接持込、災害搬入・地域清掃に伴う搬入、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物及びカン類・ビン類の選別残渣の見込量である。

(2) 焼却残渣

埋立場所	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
搬入施設	尼崎基地
搬入者	委託業者
搬入量	2,660 t /年

7 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理計画

区 分	処理対象区域	対象人口
公共下水道	亀岡地区（三宅町、東堅町、西堅町、突抜町、横町、古世町・北古世町、京町、呉服町、旅籠町、新町、矢田町、上矢田町・中矢田町・下矢田町、塩屋町、柳町、本町、紺屋町・荒塚町、南郷町、西町、内丸町、追分町、北町、安町・河原町・余部町・宇津根町・北河原町）、大井町、千代川町、篠町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、南つつじヶ丘、曾我部町、吉川町、蕨田野町の各一部又は全部	71,535人
特定環境保全公共下水道	保津町	830人
農業集落排水施設	東本梅町、宮前町、本梅町、西別院町の一部（犬甘野）、旭町、馬路町の一部、千歳町の一部、河原林町	5,331人
小規模集合排水処理施設	東別院町の一部（小泉）	50人
浄化槽	市内全域	3,560人
その他（委託業者）	市内全域	485人

(2) し尿・汚泥の処理計画

ア 収集・運搬計画

種類及び区分		収集・運搬量	収集回数	収集方法	収集区域
し尿	委託業者	4,567Kl/年	月1回	戸別	市内全域
浄化槽汚泥	許可業者	4,208Kl/年	随時	戸別	市内全域

イ 中間処理計画

処理施設の概要	施設名	京都中部クリーンセンター
	所在地	南丹市八木町室河原大見谷47番地
	処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理＋焼却
	公称能力	94k1/日
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	4,567k1/年
	許可業者	4,208k1/年
残渣の発生量及び処分方法		60 t（海面埋立処分）

処理施設の概要	施設名	半国浄化センター（農業集落排水処理施設）
	所在地	亀岡市東本梅町赤熊アリマノ17番地2
	処理方式	オキシデーション・ディッチ方式
	公称能力	276m ³ /日
脱水汚泥の発生量及び処分方法		36 t（三重県の民間業者に委託）

ウ 最終処分計画

埋立場所	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
搬入施設	尼崎基地
搬入者	委託業者
搬入量	60 t /年

搬入施設	民間処理施設
搬入者	委託業者
搬入量	36 t /年

「揭示済」

亀岡市告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、粗大ごみに係るごみ処理手数料及び指定ごみ袋に係るごみ処理手数料の収納事務を別紙のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

会社名等	住 所	電話番号
中井商店	亀岡市余部町古城21番地	22-0012
本間煙草店	亀岡市余部町中条21番地	22-2839
セブンイレブン 亀岡インター東店	亀岡市余部町谷川尻2番3	25-4277
亀岡メンテナンス㈱	亀岡市荒塚町2丁目4番12号	24-6777
南丹清掃㈱	亀岡市荒塚町2丁目14番10号	22-4488
服部タバコ店	亀岡市荒塚町1丁目5番5号	22-2199
㈱マツモト荒塚店	亀岡市荒塚町鍛冶ケ嶋6番地	22-8588
畑荒物店	亀岡市内丸町28番地	22-0351
セブンイレブン亀岡駅前店	亀岡市追分町大堀54番1	22-2525
加瀬たばこ店	亀岡市追分町八ノ坪9番地9	22-1403
ソニーショップムカイデ	亀岡市追分町馬場通20番地13	23-8356
㈲マルセン亀岡駅前店	亀岡市追分町馬場通21番地5	22-0230
セブンイレブンハートインJR亀岡駅改札口店	亀岡市追分町谷筋1番地1	29-2732
ファミリーマート亀岡追分町店	亀岡市追分町藪ノ下11番5	21-1226
㈱ウエダ本社	亀岡市河原町77番地	22-1890

会社名等	住 所	電話番号
山口電機株式会社	亀岡市河原町169番地	22-0837
ファミリーマート亀岡河原町店	亀岡市河原町164番地1	29-5036
株栄広堂	亀岡市河原町24番地	22-0146
協同組合亀岡ショッピングセンターアミティ	亀岡市古世町2丁目4番1号	24-1414
ドラッグユタカ亀岡中央店	亀岡市古世町2丁目135番地	22-5009
株スギ薬局 スギドラッグ亀岡東店	亀岡市古世町西内坪12番地	55-9027
イオンリテール株イオン亀岡店	亀岡市古世町西内坪101番地	22-3113
セブーンイレブン亀岡中矢田店	亀岡市古世町芝原42-1	25-1185
旬桂商店本店	亀岡市塩屋町56番地	22-0233
株アヤハディオ亀岡店	亀岡市下矢田町3丁目14番1号	25-4646
ファミリーマート亀岡下矢田店	亀岡市下矢田町大末2番10号	21-0500
株サンフェステ業務スーパー亀岡店	亀岡市下矢田町2丁目216番6号	21-1780
矢田の里	亀岡市下矢田町塚塚16	21-0154
旬桂商店中矢田店	亀岡市中矢田町岸ノ上3番地3・3番地4合地	22-3044
株マツモト中央店	亀岡市西堅町61番地1	24-3811
株ミゾツラ電器	亀岡市旅籠町31番地	22-5856
成田米穀	亀岡市旅籠町32番地	22-0518
大道建具店	亀岡市三宅町40番地	22-4792
加地商店	亀岡市安町24番地37	22-0210
亀岡市役所内母子会売店	亀岡市安町野々神8番地	22-3131(代)
株くらしの店丹和	亀岡市安町17番地	22-4147
株MG Linovation	亀岡市安町25番地	22-0572
ライス&リカー亀岡店	亀岡市東別院町鎌倉見立24-178	27-3838
東別院町自治会	亀岡市東別院町南掛藤ヶ瀬3番地1	27-2001
YAMANO TERRACE	亀岡市東別院町東掛一アン15	20-9021
中村商店	亀岡市西別院町神地御手洗13番地	27-2521
ミニストップ亀岡運動公園前店	亀岡市曾我部町穴太太塚54番地	25-4628
セブーンイレブン亀岡運動公園前店	亀岡市曾我部町穴太太塚22番地1	22-7721
岩本商店	亀岡市曾我部町南条竹谷1番地18	23-4130
オクノ電化	亀岡市曾我部町南条竹谷2番地51	23-6945
木内商店	亀岡市曾我部町南条上河原47番地11	22-0753
ファミリーマート亀岡曾我部町店	亀岡市曾我部町南条屋敷2番地1	24-2302
ローソン京都先端科学大学前店	亀岡市曾我部町南条上河原12番地12	22-7008
原田商店	亀岡市曾我部町西条下千代8番地1	22-2208
吉川簡易郵便局	亀岡市吉川町穴川堂ノ前1番地	25-2361
吉川町自治会	亀岡市吉川町吉田沢63番地	22-0196
魚繁石野商店	亀岡市蕪田野町太田油田3番地	22-0654
栗山商店	亀岡市蕪田野町奥条門田36番地	23-2076
社会福祉法人亀岡福祉会 かめおか作業所	亀岡市蕪田野町佐伯大門30番地1	24-2596
ローソン亀岡ひえだの町店	亀岡市蕪田野町佐伯浦亦15番地1	24-3223
蕪田野町自治会	亀岡市蕪田野町佐伯西ノ辻9番地1	22-3840
本梅町自治会	亀岡市本梅町井手梅原3番地	26-3001
中村商店	亀岡市本梅町中野清水口17番地	26-3088
ファミリーマート亀岡本梅町店	亀岡市本梅町中野大向8-4	26-6000
かね新商店	亀岡市本梅町西加舎佃23番地	26-3012
奥村商店	亀岡市本梅町東加舎大前後13番地	26-3019
畑野町自治会	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地1	28-2752

会社名等	住 所	電話番号
社会福祉法人亀岡福祉会 第二かめおか作業所	亀岡市宮前町猪倉城山8番地21	26-5434
森政商店	亀岡市宮前町神前上段川28番地	26-2199
西田食料品店	亀岡市宮前町宮川西垣内17番地2	26-2028
ファミリーマート亀岡宮前町店	亀岡市宮前町宮川稲荷111-3	26-6055
東本梅町自治会	亀岡市東本梅町赤熊蟻間野35-1	26-2504
コーナン商事(株) ホームセンターコーナン亀岡大井店	亀岡市大井町北金岐柿木原4番地1	22-7571
谷村たばこ店	亀岡市大井町土田2丁目12番17号	24-0003
(株)マツモト大井店	亀岡市大井町土田2丁目15番8号	24-5858
大井町自治会	亀岡市大井町土田2丁目11番20号 110号	22-0157
ミニストップ亀岡大井町土田店	亀岡市大井町土田3丁目5番3号	24-7234
シミズ薬品(株) ダックス大井店	亀岡市大井町土田3丁目30番1号	29-2624
(株)おくむら	亀岡市大井町並河2丁目25番2号	24-4387
ファミリーマート亀岡大井町店	亀岡市大井町並河2丁目22番3号	29-5979
セブン-イレブン亀岡並河店	亀岡市大井町並河2丁目5番9号	22-7100
(株)ユニス セブン-イレブン亀岡大井店	亀岡市大井町並河2丁目29番5号	23-0704
(株)マツモト大井南店	亀岡市大井町並河4丁目8番地	23-2558
(株)カインズ カインズ亀岡店	亀岡市大井町並河4丁目20番地	21-3111
(株)コスモス薬品 ドラッグコスモス大井店	亀岡市大井町並河5丁目11番地	21-1030
(株)さとう フレッシュバザール亀岡大井店	亀岡市大井町並河坂井67番地	25-3310
ドラッグユタカ亀岡並河店	亀岡市大井町並河前脇30番地	29-1365
(有)プレミアム セブン-イレブン亀岡今津2丁目店	亀岡市千代川町今津2丁目4番15号	25-0696
ドラッグユタカ千代川店	亀岡市千代川町小川1丁目2番地6	24-5088
(有)さわだ書店	亀岡市千代川町小川2丁目1番23号	22-3123
(株)マツモト千代川店	亀岡市千代川町小川2丁目114番1号	24-8128
永梅商店	亀岡市千代川町小林北ン田63番地	22-5308
(株)サンフェステ サンフェステ千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田7番地3	22-8176
ファミリーマート亀岡千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田49番地2	21-2350
クスリキリン堂亀岡千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田49番地14	21-1060
(株)さとう フレッシュバザール亀岡千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田44	22-1000
京都生活協同組合 南丹支部	亀岡市千代川町小林北ン田12-1	24-1458
浅田電気商会	亀岡市千代川町千原1丁目3番2号	23-1150
美馬たばこ店	亀岡市千代川町千原2丁目10番23号	24-0720
(有)橋本電機	亀岡市馬路町住吉14番地7	22-1135
馬路町自治会	亀岡市馬路町流川2番地1	22-0661
中川商店	亀岡市馬路町前ノ側22番地	22-0686
中沢商店	亀岡市馬路町万年42番地5	23-6246
ファミリーマート亀岡馬路町店	亀岡市馬路町砂取24番地2	29-6031
旭町自治会	亀岡市旭町年角25番地	22-5533
川勝商店	亀岡市旭町山ノ神2番地1	24-5440
千歳町自治会	亀岡市千歳町千歳垣根2番地3	22-0682
河原林町自治会	亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地1	22-0120
吉田商店	亀岡市保津町上火無28番地43	24-2021
保津町自治会	亀岡市保津町構ノ内53番地	22-0810
ファミリーマート亀岡保津町店	亀岡市保津町下大年3番57	21-1057
魚政商店	亀岡市保津町宮ノ上18番地	22-0143
かさや木村商店	亀岡市保津町宮ノ上13番地	22-0323
タケモ(株) タケモ商店	亀岡市保津町沢目52番地	22-0278

会社名等	住 所	電話番号
セブンイレブン亀岡篠町王子店	亀岡市篠町王子西山5番地1	23-1202
セブンイレブン亀岡篠町馬堀店	亀岡市篠町馬堀広道6番地1	24-2405
ファミリーマート亀岡篠町店	亀岡市篠町馬堀広道13-1	21-3960
スマイリングかめおか	亀岡市篠町馬堀南垣内21番地37 モールショップ馬堀内	24-5065
株マツモトうまほり店	亀岡市篠町馬堀伊賀ノ辻8番地2	23-2266
株スギ薬局 スギドラッグ馬堀店	亀岡市篠町馬堀伊賀ノ辻8番地5	29-5534
ローソン亀岡馬堀店	亀岡市篠町馬堀南垣内43番地3	29-2005
とり清 中川	亀岡市篠町柏原町頭32	22-0031
井内商店	亀岡市篠町篠中北裏65番地	22-0754
くすり光琳	亀岡市篠町篠野田10番地39	22-5586
株スギ薬局 ジャパン亀岡店	亀岡市篠町浄法寺松岡23番地3	24-4232
ローソン亀岡頼政塚店	亀岡市篠町浄法寺中村26番地1	20-8621
シミズ薬品(株) ダックス亀岡店	亀岡市篠町浄法寺中村40番地2	29-2625
株ハートフレンドコレモ亀岡店	亀岡市篠町浄法寺中村45番地1	29-6661
アル・プラザ亀岡	亀岡市篠町野条上又11番地1	25-4111
コーナン商事(株) ホームセンターコーナン亀岡篠店	亀岡市篠町野条井ホラ9番地1	29-6703
BOOKOFF京都亀岡店	亀岡市篠町野条馬場35-1	29-4862
竹茂商店	亀岡市篠町広田1丁目13番8号	23-4863
株酒井商店見晴店	亀岡市篠町見晴3丁目2番1号	23-8022
シミズ薬品(株) ダックス亀岡夕日ヶ丘店	亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目1番地1	55-9540
山口電機(株) つつじヶ丘支店	亀岡市東つつじヶ丘曙台1丁目3番2号	24-8130
株サンフェステ業務スーパー篠店	亀岡市東つつじヶ丘都台1丁目12番1号	29-5686
株マツモト亀岡東店	亀岡市東つつじヶ丘都台3丁目23番1号	29-1238
有桂商店西つつじヶ丘店	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目5番1号	24-6800
西つつじヶ丘自治会	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号	23-2444
株黒川西つつじヶ丘店	亀岡市西つつじヶ丘五月台1丁目24番1号	22-0077
有ハートピアサノ	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目20番4号	23-9996
リカーショップ寿屋	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目14番10号	24-8639

「揭示済」

亀岡市告示第44号

亀岡市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知に関する要綱（平成27年亀岡市告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第1条中「この要綱は」の次に「、住民票の写し等の不正請求及び不正取得の抑止を図るとともに」を加え、「防止するとともに、不正請求及び不正取得の抑止を図る」を「防止する」に改める。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第1項中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とする。

第5条第1号中「第3条」を「第4条」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とする。

第3条第1号中「住基法第47条第2号又は戸籍法第133条若しくは第134条」を「住基法第46条第2号又は戸籍法第135条若しくは第136条」に改め、同条に次の4項を加える。

2 前項第2号又は第3号のいずれかに該当する場合は、事実関係の確認のため、住民票の写し等を取得した者（以下この条において「取得者」という。）に対し、疎明資料の提出を求めるものとする。

3 前項の規定により取得者に疎明資料の提出を求めるときは、事実関係の確認の緊急性及び取得者が疎明資料の提出に要する時間等の事情を考慮して、あらかじめ提出期限を定めるものとする。

4 第2項の規定により取得者から疎明資料の提出があったときは、本市に設置された不正取得の審議に係る組織において、その内容を審議し、不正取得か否かを判断するものとする。

5 第3項の規定により定めた提出期限までに取得者からの疎明資料の提出がない場合は、不正取得であると判断するものとする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（交付前審査）

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、本人等以外の者（住基法第12条の3第1項各号に掲げる者をいう。）の申出により住民票の写し等を交付するに当たっては、住基法第12条の3第4項各号の事項について審査を行うものとする。

2 前項の審査において、申出の正当性について疑義が生じた場合は、申出者に対し、事実関係を確認し、又は住民票の写し等の具体的な利用目的の記載を求めるとともに、必要に応じて、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）第10条第1項の規定により、申出者に対し、その利用目的を証する疎明資料の提示又は提出を求めるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第45号

亀岡市重度心身障害老人健康管理事業費支給要綱（昭和58年亀岡市告示第51号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第1号中「「手帳」」を「「身体障害者手帳」」に、「身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する」を「障害等級表に定める」に改め、同条第3号中「手帳」を「身体障害者手帳」に改め、「程度が」の次に「障害等級表に定める」を加え、同条に次の4号を加える。

- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受け、その障害の程度が障害等級表に定める1級に該当する者
- (5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が障害等級表に定める2級に該当する者（その障害の程度が障害等級表に定める1級に該当する者として精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第4項の認定を受けた結果、当該精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、当該精神障害者保健福祉手帳に記載された有効期限の到来する日までの期間内にあるものに限る。）
- (6) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が障害等級表に定める2級に該当し、かつ、身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が障害等級表に定める3級に該当する者
- (7) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が障害等級表に定める2級に該当し、かつ、更生相談所等において知能指数がおおむね50以下と判断された者

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項において「障害等級表」とは、身体障害者手帳については身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号をいい、精神障害者保健福祉手帳については精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表をいう。第5条第1項及び第6条の2第1項中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

別記第1号様式中

「

障 害 の 状 況	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳() 級) 交付 年 月 日手帳No.	※事実発生日 (給付資格取得日) 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 知能指数判定書(IQ) 判定 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 療 育 手 帳() 交付 年 月 日手帳No.	
	<input type="checkbox"/> そ の 他	

」

を
「

障 害 の 状 況	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(級) 交付 年 月 日手帳No.	※事実発生日 (給付資格取得日) 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 精神手帳(級) 交付 年 月 日手帳No.	
	<input type="checkbox"/> 療育手帳() 交付 年 月 日手帳No.	
	<input type="checkbox"/> 知能指数判定書(IQ) 判定 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> その他	

」

に改める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から実施し、同日以降の診療分から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第46号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全てを登録したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第47号

亀岡市障害児（者）日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年亀岡市告示第160号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

別表在宅療養等支援用具の部対象年齢の欄中「3歳以上」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第48号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28に規定する指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項及び児童福祉法第24条の37の規定により告示する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

【1】

1	事業所番号	2631600034（指定特定相談支援事業） 2671600084（指定障害児相談支援事業）
2	事業者の名称	花ノ木医療福祉センター
3	事業所所在地	亀岡市大井町小金岐北浦37-1
4	サービスの種類	指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業
5	事業の主たる対象者	障害者・障害児
6	申請者	社会福祉法人 花ノ木
7	指定年月日	令和6年4月1日

【2】

1	事業所番号	2631600018（指定特定相談支援事業） 2671600076（指定障害児相談支援事業）
2	事業者の名称	松花苑生活支援センター

3	事業所所在地	亀岡市千代川町高野林西ノ畑16-19
4	サービスの種類	指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業
5	事業の主たる対象者	障害者・障害児
6	申請者	社会福祉法人 松花苑
7	指定年月日	令和6年4月1日

【3】

1	事業所番号	2631600406（指定特定相談支援事業）
2	事業者の名称	地域活動支援センター 圭
3	事業所所在地	亀岡市篠町馬堀南垣内41-23
4	サービスの種類	指定特定相談支援事業
5	事業の主たる対象者	精神障害者
6	申請者	社会福祉法人 信和福祉会
7	指定年月日	令和6年4月1日

【4】

1	事業所番号	2631600588（指定特定相談支援事業） 2671600225（指定障害児相談支援事業）
2	事業者の名称	相談支援事業所 はび・ねっと
3	事業所所在地	亀岡市河原町227番地
4	サービスの種類	指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業
5	事業の主たる対象者	障害者・障害児
6	申請者	特定非営利活動法人はびねすサポートセンター
7	指定年月日	令和6年4月1日

【5】

1	事業所番号	2631600364（指定特定相談支援事業） 2671600092（指定障害児相談支援事業）
2	事業者の名称	亀岡市障害者相談支援センターお結び
3	事業所所在地	亀岡市安町釜ヶ前19-1
4	サービスの種類	指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業
5	事業の主たる対象者	障害者・障害児
6	申請者	社会福祉法人 亀岡福祉会
7	指定年月日	令和6年4月1日

「揭示済」

亀岡市告示第49号

亀岡市障害者福祉ホーム事業実施要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市障害者福祉ホーム事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する地域生活支援事業として、現に住居を求めている障害者に対して、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する障害者福祉ホーム事業（以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 法第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (2) 福祉ホーム 法第5条第28項に規定する福祉ホームをいう。

(事業委託)

第3条 市長は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第39号）に定める基準を満たす福祉ホームを運営する事業者（以下「事業者」という。）に、事業を委託して実

施するものとする。

(対象者)

第4条 事業の対象となる者は、市内に住所を有し、家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者とする。ただし、常時の介護又は医療を必要とする状態にある者を除く。

(利用方法)

第5条 この事業を利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）は、市が委託している事業者と直接契約を締結するものとする。

2 事業者は、利用希望者から契約の申出があったときは、その内容を審査の上、利用の可否を決定するものとする。

3 事業者は、利用希望者が福祉ホームの利用を開始し、又は終了したときは、速やかに市長に亀岡市障がい者福祉ホーム事業利用者入居（退去）報告書（別記様式）を提出するものとする。

(利用者負担額)

第6条 利用希望者は、事業者が別に定める福祉ホームでの生活に必要な家賃、共益費、光熱水費等を負担するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第50号

亀岡市在宅ねたきり老人等介護用品支給事業実施要綱（平成13年亀岡市告示第39号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

題名中「ねたきり老人等」を「要介護高齢者等」に改める。

「ねたきり老人等」を「要介護高齢者等」に改める。

本則（第3条を除く。）中「所長」を「市長」に改める。

第1条中「ねたきり老人及び認知症である老人」を「要介護高齢者等（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条の規定に基づく要介護認定において、要介護4又は要介護5の認定を受けている者をいう。以下同じ。））」に、「要介護老人」を「要介護高齢者等」に改め、「（紙おむつ、尿取りパッド等をいう。）」を削る。

第2条中「介護保険法（平成9年法律第123号）第27条に規定する要介護認定において、要介護度4及び5の認定をされた在宅老人若しくはこれらに相当すると市長が認めた者（以下「該当者」という。）を介護している市町村民税非課税世帯に属する家族介護者（配偶者及び3親等内の親族に限る。）又は該当者との間で亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和3年亀岡市告示第20号）第5条によるパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた者である介護者」を「要介護高齢者等を、在宅で常時介護している市町村民税非課税世帯に属する配偶者（当該要介護高齢者等との間で亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱

いに関する要綱（令和3年亀岡市告示第20号）第5条によるパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた者を含む。）又は3親等内の親族」に改め、同条ただし書中「該当者」を「当該要介護高齢者等」に改める。

第3条中「福祉事務所長（以下「所長」という。）」を「市長」に改める。

第4条中「75,000円」を「87,600円」に、「6,250円」を「7,300円」に改める。

第13条を第14条とし、第5条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（介護用品）

第5条 支給する介護用品は、紙おむつ、おむつカバー、尿取りパッド、防水シート、おしり拭き又は使い捨て手袋とする。

別記第1号様式中「第5条関係」を「第6条関係」に、「亀岡市福祉事務所長」を「市長」に改める。

別記第2号様式、別記第3号様式及び別記第4号様式中「第7条関係」を「第8条関係」に、「亀岡市福祉事務所長」を「市長」に改める。

別記第5号様式中「第11条関係」を「第12条関係」に、「亀岡市福祉事務所長」を「市長」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第51号

亀岡市高齢者通い場事業助成金交付要綱を次

のように定める。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市高齢者通い場事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者通い場事業（高齢者に居場所を提供する事業をいう。以下「事業」という。）を支援することにより、高齢者の社会的孤立の解消、心身の健康保持及び要介護状態の予防並びに地域の支え合いを推進するため、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において亀岡市高齢者通い場事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 助成金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内で市民を対象に実施されるものであること。
- (2) 事業実施月（1回当たり2時間以上の活動を月に2回以上行った月をいう。以下同じ。）が、申請年度内に5月以上あり、かつ、その翌年度も同様に実施する予定としていること。
- (3) 1回の活動ごとに3人以上かつ年間平均で5人以上の者が参加するものであること。
- (4) 毎回の活動について、参加者名、活動の内容等を記録し管理していること。
- (5) 地域住民が活動に参加できるよう周知し、新たな参加希望者を積極的に受け入れるも

のであること。

(6) 要介護者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第3項に規定する要介護者をいう。）、要支援者（法第7条第4項に規定する要支援者をいう。）その他の活動の参加に介助を要する者も参加が可能なものであること。

(7) 当該事業の実施に対して、他の制度による補助金等を受けていないこと。

(対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、対象事業を実施する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の交付の対象としない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とした者
- (2) 営利活動を目的とした者
- (3) 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に掲げる暴力団員等

(助成対象経費及び助成額等)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成限度額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、年度ごとに市長が別に定める日までに亀岡市高齢者通い場事業助成金交付申請書（別記第1号様式）に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、亀岡市高齢者通い場事業助成金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第7条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、申請の内容を大幅に変更する必要があるときは、あらかじめ亀岡市高齢者通い場事業助成金変更承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、亀岡市高齢者通い場事業助成金変更承認決定通知書（別記第4号様式）により助成対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 助成対象者は、当該事業が完了した日（以下「事業完了日」という。）から起算して10日を経過する日又は事業完了日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、亀岡市高齢者通い場事業助成金実績報告書（別記第5号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（助成金の確定）

第9条 市長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、亀岡市高齢者通い場事業助成金確定通知書（別記第6号様式）により助成対象者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第10条 助成対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、請求書に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交

付の決定を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、その旨を助成対象者に通知するとともに、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金の返還を求めるものとする。

（書類の保存）

第12条 助成対象者は、対象事業に係る収支を明らかにした書類を整理し、当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

【別表、別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第52号

亀岡市基準該当介護予防支援事業者の登録等に関する要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市基準該当介護予防支援事業者の登録等に関する要綱等の一部を改正する告示

(亀岡市基準該当介護予防支援事業者の登録等に関する要綱の一部改正)

第1条 亀岡市基準該当介護予防支援事業者の登録等に関する要綱(平成18年亀岡市告示第129号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「(別記第1号様式)」を削る。

第4条第1項中「基準該当介護予防支援事業所変更届出書(別記第2号様式)」を「変更届出書」に改め、同条第2項中「基準該当介護予防支援事業廃止・休止届出書(別記第3号様式)」を「廃止・休止届出書」に改め、同条第3項中「基準該当介護予防支援事業再開届出書(別記第3号様式の2)」を「再開届出書」に改める。

第5条第3項中「別記第4号様式」を「別記第1号様式」に、「届け出」を「届出」に改める。

第8条に次の1項を加える。

2 第3条第2項及び第4条各項の規定による申請及び届出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

別記第1号様式から別記第3号様式の2までを削り、別記第4号様式を別記第1号様式とする。

(亀岡市指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する要綱の一部改正)

第2条 亀岡市指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する要綱(平成18年亀岡市告示第136号)の一部を次のように改

正する。

第1条中「、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか」を削る。

第2条第1項中「法」を「介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)」に、「及び第115条の12第1項の規定による申請は、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定申請書(別記第1号様式)、法第79条第1項及び第115条の22第1項」を「、第79条第1項、第115条の12第1項及び第115条の22第1項」に、「指定居宅介護支援事業所・指定介護予防支援事業所指定申請書(別記第2号様式)」を「指定申請書」に改める。

第3条第1項中「法第78条の5第1項」の次に「、第82条第1項」を加え、「施行規則第131条の13第1項及び第140条の30第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所変更届出書(別記第3号様式)により、法第82条第1項、施行規則第133条第1項及び第140条の37第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては、指定居宅介護支援事業所・指定介護予防支援事業所変更届出書(別記第4号様式)」を「変更に係るものにあつては、変更届出書」に改め、「(別記第5号様式)」を削り、同条第2項中「(別記第5号様式の2)」を削る。

第4条中「及び第79条の2」を「並びに第79条の2」に改め、「(別記第6号様式)」を削る。

第5条中「(別記第7号様式)」を削る。

第6条第1項中「業務管理体制の整備(区

分の変更)に係る届出書(別記第8号様式)」を「同条第2項(整備)又は第4項(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書」に改め、同条第2項中「業務管理体制変更届出書(別記第9号様式)」を「業務管理体制に係る届出書(届出事項の変更)」に改める。

第9条に次の1項を加える。

2 第2条第1項、第3条、第4条、第5条及び第6条の規定による申請及び届出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

別記第1号様式から別記第9号様式までを削る。

(亀岡市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱の一部改正)

第3条 亀岡市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱(平成29年亀岡市告示第57号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか」を削る。

第2条中「法、施行規則」を「介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)」に、「及び地域支援事業実施要綱」を「、地域支援事業実施要綱」に改める。

第3条第1項中「亀岡市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書(別記第1号様式)により」を「指定申請書に付表及び市長が必要と認める書類を添えて」に改める。

第6条中「、亀岡市介護予防・日常生活支

援総合事業指定事業者変更届出書(別記第2号様式)により」を「変更届出書により」に改め、「又は再開」を削り、「、亀岡市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者廃止・休止・再開届出書(別記第3号様式)」を「廃止・休止届出書により、再開の届出にあつては再開届出書」に改める。

第7条中「亀岡市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者更新申請書(別記第4号様式)」を「指定更新申請書」に改める。

第9条に次の1項を加える。

2 第3条第1項、第6条及び第7条の規定による申請及び届出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

別記第1号様式から別記第4号様式までを削る。

(亀岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部改正)

第4条 亀岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成29年亀岡市告示第32号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第4項」を「第5項」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第53号

亀岡市骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に係る再接種費用助成金交付要綱（平成31年亀岡市告示第53号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

別記第1号様式中

「

・ロタウイルス感染症（ロタリックス）	: 1回目・2回目
・ロタウイルス感染症（ロタテック）	: 1回目・2回目・3回目
・ヒブ	: 初回接種（1回目・2回目・3回目）・追加接種
・小児肺炎球菌	: 初回接種（1回目・2回目・3回目）・追加接種
・B型肝炎	: 1回目・2回目・3回目
・ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ	: 1期初回（1回目・2回目・3回目）・追加接種
・ジフテリア・百日せき・破傷風	: 1期初回（1回目・2回目・3回目）・追加接種
・ジフテリア・破傷風	: 2期
・不活化ポリオ（単独）	: 1期初回（1回目・2回目・3回目）・追加接種
・麻しん・風しん（MR）	: 1期・2期
・麻しん（単独）	: 1期・2期
・風しん（単独）	: 1期・2期
・水痘	: 1回目・2回目
・日本脳炎	: 1期初回（1回目・2回目）・1期追加・2期
・ヒトパピローマウイルス感染症	: 1回目・2回目・3回目
・BCG	: 1回

」

を

「

・ロタウイルス感染症	: 1回目・2回目・3回目
・5種混合	: 初回接種（1回目・2回目・3回目）・追加接種
・小児肺炎球菌	: 初回接種（1回目・2回目・3回目）・追加接種
・B型肝炎	: 1回目・2回目・3回目
・ヒブ	: 初回接種（1回目・2回目・3回目）・追加接種
・4種混合	: 1期初回（1回目・2回目・3回目）・追加接種
・2種混合（ジフテリア・破傷風）	: 2期
・不活化ポリオ（単独）	: 1期初回（1回目・2回目・3回目）・追加接種
・麻しん・風しん（MR）	: 1期・2期
・麻しん（単独）	: 1期・2期
・風しん（単独）	: 1期・2期
・水痘	: 1回目・2回目
・日本脳炎	: 1期初回（1回目・2回目）・1期追加・2期
・ヒトパピローマウイルス感染症	: 1回目・2回目・3回目
・BCG	: 1回

」

に改める。

別記第2号様式中

「

(主治医記入欄)	
・ロタウイルス感染症 (ロタリックス)	: 1回目・2回目
・ロタウイルス感染症 (ロタテック)	: 1回目・2回目・3回目
・ヒブ	: 初回接種 (1回目・2回目・3回目) ・追加接種
・小児肺炎球菌	: 初回接種 (1回目・2回目・3回目) ・追加接種
・B型肝炎	: 1回目・2回目・3回目
・ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ	: 1期初回 (1回目・2回目・3回目) ・追加接種
・ジフテリア・百日せき・破傷風	: 1期初回 (1回目・2回目・3回目) ・追加接種
・ジフテリア・破傷風	: 2期
・不活化ポリオ (単独)	: 1期初回 (1回目・2回目・3回目) ・追加接種
・麻しん・風しん (MR)	: 1期・2期
・麻しん (単独)	: 1期・2期
・風しん (単独)	: 1期・2期
・水痘	: 1回目・2回目
・日本脳炎	: 1期初回 (1回目・2回目) ・1期追加・2期
・ヒトパピローマウイルス感染症	: 1回目・2回目・3回目
・BCG	: 1回

」

を

「

(主治医記入欄)	
・ロタウイルス感染症	: 1回目・2回目・3回目
・5種混合	: 初回接種 (1回目・2回目・3回目) ・追加接種
・小児肺炎球菌	: 初回接種 (1回目・2回目・3回目) ・追加接種
・B型肝炎	: 1回目・2回目・3回目
・ヒブ	: 初回接種 (1回目・2回目・3回目) ・追加接種
・4種混合	: 1期初回 (1回目・2回目・3回目) ・追加接種
・2種混合 (ジフテリア・破傷風)	: 2期
・不活化ポリオ (単独)	: 1期初回 (1回目・2回目・3回目) ・追加接種
・麻しん・風しん (MR)	: 1期・2期
・麻しん (単独)	: 1期・2期
・風しん (単独)	: 1期・2期
・水痘	: 1回目・2回目
・日本脳炎	: 1期初回 (1回目・2回目) ・1期追加・2期
・ヒトパピローマウイルス感染症	: 1回目・2回目・3回目
・BCG	: 1回

」

に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第54号

亀岡市こども家庭センター事業実施要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市こども家庭センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童及び妊産婦に関する切れ目のない包括的な支援を行うことを目的とする亀岡市こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）が実施する事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、亀岡市とする。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2に規定する業務
- (2) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条に規定する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(組織の構成)

第4条 こども家庭センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
 - (2) 総括支援員
 - (3) その他業務執行に必要な職員
- 2 センター長は、児童福祉及び母子保健主管課長の職にある者を充てる。
- 3 センター長は、総括支援員との兼務も可能

とする。

(関係機関等との連携)

第5条 事業の実施に当たっては、関係機関と密接な連携を保つよう努めるものとする。

(守秘義務)

第6条 こども家庭センターの事業に従事する者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第55号

亀岡市1か月児健康診査費助成事業実施要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市1か月児健康診査費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、1か月児健康診査（以下「健康診査」という。）に要する費用の全部又は一部を助成することにより、乳児の疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行う

ことで、その進行を未然に防止するとともに、養育環境を評価し、保護者への育児に関する助言を行い、もって乳児の健康の保持及び増進を図るため、1か月児健康診査費助成事業（以下「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 1か月児 生後27日を超え、かつ、生後6週に達しない乳児のうち、健康診査時において市内に住所を有するものをいう。
- (2) 1か月児健康診査 1か月児に対して行う母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）第13条の規定による健康診査をいう。
- (3) 保護者 法第6条第4項に規定する保護者をいう。

（対象者）

第3条 事業の対象者（以下「対象者」という。）は、健康診査を受けた乳児の保護者とする。

（事業の内容）

第4条 事業の内容は、市が委託する医療機関（以下「委託医療機関」という。）又は委託医療機関以外の医療機関のうち市長が認めたもの（以下「委託外医療機関」という。）において対象者が受けた、健康診査に要した費用の全部又は一部を助成することとする。

（健康診査の項目）

第5条 健康診査の項目は、次のとおりとする。

- (1) 身体発育状況
- (2) 栄養状態
- (3) 疾病及び異常の有無
- (4) 新生児聴覚検査及び先天性代謝異常検査の実施状況の確認
- (5) ビタミンK2投与の実施状況の確認及び

必要に応じた投与

- (6) 育児上問題となる事項（助成額等）

第6条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、健康診査に要した費用とし、1か月児1人につき5,475円を限度とする。

2 助成は、1か月児1人につき1回限りとする。

（受診券の交付）

第7条 市長は、妊娠の届出を受理したときは、届出者に対し、亀岡市1か月児健康診査受診券（別記第1号様式。以下「受診券」という。）を交付するものとする。

2 市長は、他市町村からの転入者が妊産婦であるときは、受診券の交付に係る届出を受理し、必要に応じて受診券を交付するものとする。

（委託医療機関における受診）

第8条 委託医療機関で健康診査を受けて事業を利用しようとする対象者（以下「委託医療機関受診者」という。）は、当該委託医療機関に受診券及び母子健康手帳（以下「受診券等」という。）を提出しなければならない。

2 委託医療機関受診者は、当該健康診査に要した費用から助成対象経費を差し引いた額を当該委託医療機関に支払うものとする。

（費用の請求及び支払）

第9条 委託医療機関は、前条第2項の規定により委託医療機関受診者から支払を受けたときは、亀岡市1か月児健康診査費請求書（別記第2号様式）に同条第1項の規定により提出を受けた受診券を添えて、次の各号に掲げる日までに当該助成対象経費の額を市長に請求するものとする。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 健康診査を実施した月が3月の場合 4

月5日まで

(2) 健康診査を実施した月が4月から翌年2月までの場合 翌月10日まで

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、当該委託医療機関に対し、速やかに助成対象経費を支払うものとする。

(委託外医療機関における受診)

第10条 委託外医療機関で健康診査を受けて事業を利用しようとする対象者（以下「委託外医療機関受診者」という。）は、当該委託外医療機関に受診券等を提出しなければならない。

2 前項の規定により受診券等の提出を受けた委託外医療機関は、健康診査を実施した後、委託外医療機関受診者から健康診査に要した費用の支払を受けた上で、必要事項を記入した受診券等を返却するものとする。

(助成金の交付申請)

第11条 委託外医療機関受診者は、亀岡市1か月児健康診査費助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けようとするときは、前条の規定により健康診査を受けた1か月児が生後6月に達するまでに、亀岡市1か月児健康診査費助成金交付申請書（別記第3号様式）に受診券及び委託外医療機関が発行した領収書を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、亀岡市1か月児健康診査費助成金交付決定（却下）通知書（別記第4号様式）により委託外医療機関受診者に通知するものとする。

(助成金の請求及び支払)

第13条 委託外医療機関受診者は、前条の規定による助成金の交付決定を受けたときは、

亀岡市1か月児健康診査費助成金請求書（別記第5号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査の上、速やかに助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、虚偽の申請又は不正な行為で助成金の交付を受けた者がいるときは、交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金を返還させることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、同日以後に生まれた乳児について適用する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第56号

亀岡市初回産科受診等支援事業実施要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市初回産科受診等支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、低所得の妊婦に対し、産科医療機関での初回の受診費用を助成するとともに、医療機関と連携して亀岡市初回産科受診等支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 初回産科受診 妊娠の疑いのある者が、妊娠ごとに、実施医療機関において初めて妊娠の判定を受けることをいう。
- (2) 実施医療機関 母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条に基づく妊婦健康診査を実施している病院又は診療所をいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、初回産科受診の日時点で市内に住所を有する者で、次の各号のいずれかにも該当するものとする。

- (1) 初回産科受診を行い、かつ、出産を希望していること。
- (2) 市民税非課税世帯又は生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯に属する者であること。
- (3) 実施医療機関と市が連携して支援を行うことに同意すること。

(助成する額)

第4条 事業により対象者に助成する額は、当該妊娠に係り対象者が実施医療機関に支払った初回産科受診に要した額とし、10,000円を限度とする。

(申請及び助成の認定)

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申

請者」という。）は、初回産科受診の日の翌日から起算して1年以内に、亀岡市初回産科受診等支援事業利用申請（請求）書兼同意書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、利用の可否を決定し、亀岡市初回産科受診等支援事業利用決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(医療機関との連携)

第7条 市長は、前条の規定により事業の利用を決定した場合は、申請者が受診した実施医療機関に対し、亀岡市初回産科受診等支援事業申請者情報提供書（別記第3号様式）により、申請者の家庭の状況、届出時の様子、今後の支援計画その他支援に必要となる情報を提供するものとする。

2 市長は、前項の規定により実施医療機関に情報を提供した場合は、実施医療機関に対し、申請者の受診状況、受診結果その他支援に必要となる情報の提供を求めるものとする。

3 市長は、実施医療機関から提供された情報に基づき、家庭訪問、妊産婦支援事業等による支援を実施するほか、実施医療機関と連携して継続的に支援を行うものとする。

(利用の取消し及び返還)

第8条 市長は、申請者が虚偽又は不正の手段により事業を利用したと認めるときは、利用の決定を取り消し、既に助成を行っている場合は、助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、同日以後に行われた初回産科受診について適用する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第57号

亀岡市妊産婦健診及び新生児聴覚検査費用助成要綱（平成20年亀岡市告示第53号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第6条第2項中「前項に規定する妊娠の届出」を「受診券の交付に係る届出」に改める。

第7条第4項中「（以下「申請者」という。）は」の次に「、妊娠が終了した日から1年以内に」を加える。

別表第1中

「	<table border="1"> <thead> <tr><th>単価</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>3,620円</td><td>50,680円</td></tr> <tr><td>3,620円</td><td>21,720円</td></tr> <tr><td>3,380円</td><td>6,760円</td></tr> <tr><td>480円</td><td>480円</td></tr> <tr><td>1,830円</td><td>1,830円</td></tr> <tr><td>5,100円</td><td>5,100円</td></tr> <tr><td>3,700円</td><td>3,700円</td></tr> <tr><td>1,120円</td><td>1,120円</td></tr> <tr><td>3,200円</td><td>3,200円</td></tr> <tr><td>5,300円</td><td>21,200円</td></tr> <tr><td>5,300円</td><td>15,900円</td></tr> <tr><td>850円</td><td>850円</td></tr> <tr><td>2,330円</td><td>2,330円</td></tr> <tr><td>5,000円</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td></td><td>144,870円</td></tr> </tbody> </table>	単価	金額	3,620円	50,680円	3,620円	21,720円	3,380円	6,760円	480円	480円	1,830円	1,830円	5,100円	5,100円	3,700円	3,700円	1,120円	1,120円	3,200円	3,200円	5,300円	21,200円	5,300円	15,900円	850円	850円	2,330円	2,330円	5,000円	10,000円		144,870円	を	「	<table border="1"> <thead> <tr><th>単価</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>4,760円</td><td>66,640円</td></tr> <tr><td>4,760円</td><td>28,560円</td></tr> <tr><td>3,410円</td><td>6,820円</td></tr> <tr><td>480円</td><td>480円</td></tr> <tr><td>1,860円</td><td>1,860円</td></tr> <tr><td>5,070円</td><td>5,070円</td></tr> <tr><td>3,800円</td><td>3,800円</td></tr> <tr><td>1,090円</td><td>1,090円</td></tr> <tr><td>3,200円</td><td>3,200円</td></tr> <tr><td>5,300円</td><td>21,200円</td></tr> <tr><td>5,300円</td><td>15,900円</td></tr> <tr><td>1,590円</td><td>1,590円</td></tr> <tr><td>2,280円</td><td>2,280円</td></tr> <tr><td>5,000円</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td></td><td>168,490円</td></tr> </tbody> </table>	単価	金額	4,760円	66,640円	4,760円	28,560円	3,410円	6,820円	480円	480円	1,860円	1,860円	5,070円	5,070円	3,800円	3,800円	1,090円	1,090円	3,200円	3,200円	5,300円	21,200円	5,300円	15,900円	1,590円	1,590円	2,280円	2,280円	5,000円	10,000円		168,490円	に改める。」
単価	金額																																																																				
3,620円	50,680円																																																																				
3,620円	21,720円																																																																				
3,380円	6,760円																																																																				
480円	480円																																																																				
1,830円	1,830円																																																																				
5,100円	5,100円																																																																				
3,700円	3,700円																																																																				
1,120円	1,120円																																																																				
3,200円	3,200円																																																																				
5,300円	21,200円																																																																				
5,300円	15,900円																																																																				
850円	850円																																																																				
2,330円	2,330円																																																																				
5,000円	10,000円																																																																				
	144,870円																																																																				
単価	金額																																																																				
4,760円	66,640円																																																																				
4,760円	28,560円																																																																				
3,410円	6,820円																																																																				
480円	480円																																																																				
1,860円	1,860円																																																																				
5,070円	5,070円																																																																				
3,800円	3,800円																																																																				
1,090円	1,090円																																																																				
3,200円	3,200円																																																																				
5,300円	21,200円																																																																				
5,300円	15,900円																																																																				
1,590円	1,590円																																																																				
2,280円	2,280円																																																																				
5,000円	10,000円																																																																				
	168,490円																																																																				

別記第2号様式中「3,620」を「4,760」に、

3,380		3,410
480		480
3,380		3,410
1,830		1,860
5,100		5,070
3,700		3,800
1,120		1,090
3,200	を	3,200
3,200		3,200
3,200		3,200
5,300		5,300
5,300		5,300
5,300		5,300
5,300		5,300
850		1,590
2,330		2,280

に改める。

別記第3号様式中「 年 月 日付で」及び「振込日 後日通知します。」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の亀岡市妊産婦健診及び新生児聴覚検査費用助成要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に受診した妊産婦健診又は新生児聴覚検査に係る助成について適用し、同日前に受診した妊産婦健診又は新生児聴覚検査に係る助成については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第58号

亀岡市交通空白地等地域生活交通事業補助金交付要綱（平成28年亀岡市告示第59号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第3条第1項中「地域生活交通事業は」の次に「、市長が公益上必要と認めるものであり、かつ」を加え、同項第1号中「自治会」を「事業の運営主体が自治会」に、「ものが運営主体となり運行する事業」を「こと。」に改め、同項第2号中「事業」を「こと。」に改め、同項第3号中「及び協力金」を「、協力金」に、「次条」を「別表第1」に、「である事業」を「であること。ただし、初めて補助金の交付の決定を受けた日の属する年度から起算して3年を経過していない地域生活交通事業にあつては、この限りでない。」に改め、同項第4号を削り、同条第2項を削る。

第4条中「補助対象経費」を「各年度における補助対象経費」に、「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。

第5条中「あたり」を「当たり」に改め、「添付して、」の次に「年度ごとに市長が」を加え、「市長に」を削る。

第6条第2項第1号中「第2条に定める」を削る。

第13条を第14条とし、第12条に次の1号を加え、同条を第13条とする。

- (4) 車両を購入するために要する経費について、補助金の交付を受けた者が、当該車両を当該補助金の額を確定した日の属する年

度の翌年度から起算して5年を経過する日までに処分したとき又は地域生活交通事業の用に供しなくなったとき。

第11条第1項中ただし書を削り、同条を第12条とする。

第10条に次の1項を加え、同条を第11条とする。

2 市長は、第7条の規定により概算払を行った場合において、当該概算払の額が前項の補助金の交付確定額を超えるときは、補助対象事業者に対し、その差額の返還を命ずるものとする。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（補助金の概算払）

第7条 市長は、補助対象事業者から要請があり、特に必要と認めるときは、当該補助対象事業が完了する前に補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

別表を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

補助対象経費	補助額	地域	乗車人数	補助限度額 (万円)
地域生活交通事業を行うために要する経費（車両を購入するために要する経費及び事業導入に要する経費を除く。）であって市長が必要と認めるもの	補助対象経費から収益等を控除して得た額とし、その限度額は、地域及び乗車人数に応じ、補助限度額の欄に掲げる額とする。	公共交通空白地及び公共交通不便地	400人以上	250
			300人以上 400人未満	200
			100人以上 300人未満	150
			100人未満	0
		公共交通不便地に準ずる地域	500人以上	250
			400人以上 500人未満	200
			150人以上 400人未満	150
			150人未満	0

備考 乗車人数は、交付を受ける年度内の延べ人数とし、往復の利用の場合は、1人とする。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第4条関係）

補助対象経費	補助額
地域生活交通事業を行うための車両（バックモニター又はドライブレコーダーが設置されていないものを除く。）を購入するために要する経費及び事業導入に要する経費であって市長が必要と認めるもの	補助対象経費の5分の4とし、その限度額は350万円とする。

別記第2号様式中

「(2) 亀岡市補助金等交付規則に違反したとき。」

を

「(2) 亀岡市補助金等交付規則に違反したとき。

(3) 車両を購入するために要する経費について、補助金の交付を受けた者が、当該車両を当該補助金の額を確定した日の属する年度の翌年度から起算して5年を経過する日までに処分したとき又は地域生活交通事業の用に供しなくなったとき。」

に改める。

別記第3号様式中「第7条」を「第8条」に改める。

別記第4号様式中「第8条」を「第9条」に改める。

別記第5号様式中「第9条」を「第10条」に改める。

別記第6号様式中「第10条」を「第11条」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和6年4月1日以降に着手した補助対象事業について適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第59号

市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

認定告示をする路線

路線番号	路 線 名	起	点
		終	点
07065	北 側 線	亀岡市本梅町西加舎関縄手6番1先	
		亀岡市本梅町西加舎上林7番1先	
17074	構 ノ 内 1 号 線	亀岡市保津町式番1番23先	
		亀岡市保津町構ノ内62番8先	
18329	上 西 裏 4 号 線	亀岡市篠町篠上西裏43番1先	
		亀岡市篠町篠上西裏30番6先	
18330	中 西 裏 2 号 線	亀岡市篠町篠中西裏18番10先	
		亀岡市篠町篠中西裏23番3先	

「揭示済」

亀岡市告示第60号

市道路線の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次の市道の路線を変更する。

その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

変更告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	
		終	点
03021	大槻並線	変更前	亀岡市西別院町大槻並下筋30番先 亀岡市西別院町大槻並畑見3番地先
		変更後	亀岡市西別院町大槻並下筋30番先 亀岡市西別院町大槻並西谷1番1先
07058	森ノ上線	変更前	亀岡市本梅町西加舎畠ケ中6番先 亀岡市本梅町西加舎上林7番1先
		変更後	亀岡市本梅町西加舎畠ケ中6番先 亀岡市本梅町西加舎森ノ上14番先

「揭示済」

亀岡市告示第61号

市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和6年4月1日から令和6年4月15日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
07065	北 側 線	亀岡市本梅町西加舎関縄手6番1先	219.70m	4.50m
		亀岡市本梅町西加舎上林7番1先		6.00m
17074	構ノ内1号線	亀岡市保津町式番1番23先	61.54m	6.00m
		亀岡市保津町構ノ内62番8先		6.00m
18329	上西裏4号線	亀岡市篠町篠上西裏43番1先	63.15m	6.00m
		亀岡市篠町篠上西裏30番6先		12.00m
18330	中西裏2号線	亀岡市篠町篠中西裏18番10先	28.76m	6.00m
		亀岡市篠町篠中西裏23番3先		12.01m
03021	大槻並線	亀岡市西別院町大槻並下筋30番先	576.00m	3.90m
		亀岡市西別院町大槻並西谷1番1先		5.25m
07058	森ノ上線	亀岡市本梅町西加舎畠ケ中6番先	47.00m	2.80m
		亀岡市本梅町西加舎森ノ上14番先		3.20m
01279	宇津根河原町線	亀岡市宇津根町替田53番1先	420.09m	3.70m
		亀岡市河原町146番先		46.00m
09027	猪倉線	亀岡市宮前町猪倉下ノ辻15番7先	1,325.54m	4.00m
		亀岡市宮前町猪倉高芝3番1先		11.80m
09037	湯ノ花橋線	亀岡市宮前町猪倉椿原23番先	280.30m	4.50m
		亀岡市本梅町平松湯ノ花5番2先		15.83m

「揭示済」

亀岡市告示第62号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和6年4月1日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和6年4月1日から令和6年4月15日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
07065	北 側 線	亀岡市本梅町西加舎関縄手6番1先	219.70m	4.50m
		亀岡市本梅町西加舎上林7番1先		6.00m
17074	構ノ内1号線	亀岡市保津町式番1番23先	61.54m	6.00m
		亀岡市保津町構ノ内62番8先		6.00m
18329	上西裏4号線	亀岡市篠町篠上西裏43番1先	63.15m	6.00m
		亀岡市篠町篠上西裏30番6先		12.00m
18330	中西裏2号線	亀岡市篠町篠中西裏18番10先	28.76m	6.00m
		亀岡市篠町篠中西裏23番3先		12.01m
03021	大槻並線	亀岡市西別院町大槻並下筋30番先	576.00m	3.90m
		亀岡市西別院町大槻並西谷1番1先		5.25m
07058	森ノ上線	亀岡市本梅町西加舎畠ケ中6番先	47.00m	2.80m
		亀岡市本梅町西加舎森ノ上14番先		3.20m
01279	宇津根河原町線	亀岡市宇津根町替田53番1先	420.09m	3.70m
		亀岡市河原町146番先		46.00m
09027	猪倉線	亀岡市宮前町猪倉下ノ辻15番7先	1,325.54m	4.00m
		亀岡市宮前町猪倉高芝3番1先		11.80m
09037	湯ノ花橋線	亀岡市宮前町猪倉椿原23番先	280.30m	4.50m
		亀岡市本梅町平松湯ノ花5番2先		15.83m

「揭示済」

亀岡市告示第63号

亀岡市移住支援金交付要綱（令和元年亀岡市告示第135号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第4号中「第5号」を「次号」に改め、同号ア中「雇用保険法第4条第1項で」を「雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に」に改め、同条第5号イ中「就業し、申請時において連続して3月以上在職」を「就業」に改め、同条第6号ウ中「（地方創生テレワークタイプ）を」を「（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用して」に改め、同号に次のように加える。

エ 移住者が雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者であること。

第3条第1号中「一般・プロフェッショナル人材」を「移住先就業・一般及び移住先就業・プロフェッショナル人材をいう。以下同じ。」に改め、同条第2号中「平成31年4月1日以降に本市に転入し、転入をした日以後3月を経過した日から」及び「の間」を削り、同条第5号を次のように改める。

- (5) 日本国籍若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第316号）別表第2の上欄の在留資格を有していること又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者であること。

第3条第7号を削る。

別記第1号様式中

「

移住支援金の種類		就業		起業
----------	--	----	--	----

」を

「

移住支援金の種類		就業		起業		テレワーク移住
----------	--	----	--	----	--	---------

」に、

「

申請日から5年以上継続して、亀岡市に居住し、かつ、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 亀岡市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である
「農業振興事業費補助金交付要綱」に規定する移住支援金の受給の有無		A. 受給していない		B. 受給している

」

を

(移住先就業又は移住先起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、亀岡市に居住し、かつ、就業・起業する意思について		A. 意思がある	B. 意思がない
(テレワーク移住の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、亀岡市に居住する意思について		A. 意思がある	B. 意思がない
(移住先就業・一般の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワーク移住の場合のみ記載) 亀岡市への移住の意思について		A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である

に、「移住先就業」を「移住先就業又はテレワーク移住」に、

就業開始年月日		※テレワーク移住の場合は記入不要
応募受付年月日		
雇用形態	週20時間以上の無期雇用	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない	
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない	
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない	※プロフェッショナル人材事業等を利用の場合は記入不要
※プロフェッショナル人材事業等を利用する場合のみ記入	目的達成後に離職することが前提ではない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業	

を

「

就業開始年月日		※移住先就業の場合のみ記入
応募受付年月日		
雇用形態	週20時間以上の無期雇用	
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない	※移住先就業・一般の場合のみ記入
※プロフェッショナル人材事業等を利用する場合のみ記入	目的達成後に離職することが前提ではない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない	※テレワーク移住の場合のみ記入
テレワーク交付金	勤務者にデジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない	

」

に改める。

別記第2号様式中「フラット35地域活性化型（地方移住支援型）」を「【フラット35】地方移住支援型」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の亀岡市移住支援金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以降に交付申請のあった支援金について適用し、令和6年3月31日以前に交付申請のあった支援金については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第64号

亀岡市新婚世帯等支援事業補助金交付要綱（令和3年亀岡市告示第57号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条に次の1号を加える。

- (5) 夫婦又はパートナーシップ関係にある者のそれぞれが、日本国籍若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第316号）別表第2の上欄の在留資格を有していること又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者であること。

別記第1号様式中

「

添付書類	<input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票 <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書、婚姻届受理証明書又は亀岡市パートナーシップ宣誓書受領証の写し <input type="checkbox"/> 夫婦又はパートナーシップ関係にある者の双方の所得が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 夫婦又はパートナーシップ関係にある者の双方の市税及び府税の滞納の有無が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 補助対象物件位置図 <input type="checkbox"/> 売買又は賃貸借に係る契約書の写し <input type="checkbox"/> 領収書及び費用内訳の分かる書類 <input type="checkbox"/> （住宅購入の場合）本事業に係る住宅の建物登記簿の全部事項証明書 <input type="checkbox"/> （該当する場合）住居手当支給額が分かる書類 <input type="checkbox"/> （該当する場合）貸与型奨学金を返済したことが分かる書類 <input type="checkbox"/> （該当する場合）離職票又は退職証明書
------	--

」

を

「

添付書類	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>世帯全員の住民票<input type="checkbox"/>戸籍全部事項証明書、婚姻届受理証明書又は亀岡市パートナーシップ宣誓書受領証の写し<input type="checkbox"/>夫婦又はパートナーシップ関係にある者の双方の所得が確認できる書類<input type="checkbox"/>夫婦又はパートナーシップ関係にある者の双方の市税及び府税の滞納の有無が確認できる書類<input type="checkbox"/>補助対象物件位置図<input type="checkbox"/>売買又は賃貸借に係る契約書の写し<input type="checkbox"/>領収書及び費用内訳の分かる書類<input type="checkbox"/>（住宅購入の場合）本事業に係る住宅の建物登記簿の全部事項証明書<input type="checkbox"/>（該当する場合）夫婦又はパートナーシップ関係にある者のそれぞれの在留カード又は特別永住者証明書の写し<input type="checkbox"/>（該当する場合）住居手当支給額が分かる書類<input type="checkbox"/>（該当する場合）貸与型奨学金を返済したことが分かる書類<input type="checkbox"/>（該当する場合）離職票又は退職証明書
------	--

」

に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第65号

亀岡市移住者起業支援事業補助金交付要綱(平成30年亀岡市告示第56号)の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第14条中「耐用年数の間」を「耐用年数又は補助事業完了後10年のいずれか短い期間」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第66号

亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金交付要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金交付要綱等の一部を改正する告示

(亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金交付要綱の一部改正)

第1条 亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金交付要綱(平成24年亀岡市告示第66号)の一部を次のように改正する。

第6条中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

別記第9号様式中「(第11号様式)」を「(第10号様式)」に改める。

(亀岡市災害時避難所用取水施設等整備事業費補助金交付要綱の一部改正)

第2条 亀岡市災害時避難所用取水施設等整備事業費補助金交付要綱(令和4年亀岡市告示第17号)の一部を次のように改正する。

第7条中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

(亀岡市飲用水水質検査費補助金交付要綱の一部改正)

第3条 亀岡市飲用水水質検査費補助金交付要綱(平成24年亀岡市告示第67号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第67号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、亀岡市立図書館中央館第2駐車場におけるバスの駐車料金の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
 名称 一般社団法人亀岡市観光協会
 所在地 京都府亀岡市追分町谷筋25番地
 30
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
 亀岡市立図書館中央館第2駐車場におけるバスの駐車料金の徴収事務
- 3 指定公金事務取扱者に指定をした日
 令和6年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
 令和6年4月1日
- 5 指定期間及び委託期間
 令和6年4月1日から
 令和7年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第68号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年4月2日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
 令和5年度
 後期高齢者医療保険料督促状8期分
- 2 送達を受けるべき者

No.	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第69号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年4月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	更正・決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
2	更正・決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	令和5年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	令和5年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和5年度第9期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和5年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和5年度第8期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和5年度第9期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和5年度第9期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和5年度第9期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和5年度第9期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	令和5年度第9期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	令和5年度第9期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	令和5年度第9期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	令和5年度第9期	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	令和5年度第9期	国民健康保険料	省略	省略

17	督促状	令和5年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	令和5年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	令和5年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	令和5年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	令和5年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
22	督促状	令和5年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
23	督促状	令和5年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
24	督促状	令和5年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
25	督促状	令和5年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
26	督促状	令和5年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
27	督促状	令和5年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
28	督促状	令和5年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
29	督促状	令和5年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
30	督促状	令和5年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
31	督促状	令和5年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
32	督促状	令和5年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
33	督促状	令和5年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第70号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和6年4月8日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 事業所番号
2671600779
- 2 事業者の名称
株式会社デイサービスセンターあさひ
- 3 事業所の名称
居宅介護支援事業所あさひ
- 4 事業所の所在地
亀岡市篠町柏原久保垣内1-3
オプトカワモトビル1階
- 5 サービスの種類
居宅介護支援
- 6 廃止年月日
令和6年4月30日

「揭示済」

亀岡市告示第71号

亀岡市スポーツイベント開催支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市スポーツイベント開催支援補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市民がスポーツを身近に親しむことができる環境づくりを進め、市民の健康保持、健康増進及び競技力の向上並びに地域の活性化を図ることを目的としたスポーツイベント（以下「事業」という。）を開催する者に対し、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において亀岡市スポーツイベント開催支援補助金（以下「補助金」という。）を交付する。（補助対象者）

第2条 補助対象者は、市民等を対象として事業を開催する法人格を有しない団体（以下「団体」という。）とし、一の事業を複数の団体が合同で開催する場合は、そのうちいずれかの団体とする。（補助対象経費）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業の開催に要する京都府立京都スタジアム条例（平成31年京都府条例第5号）別表に規定する利用料金とする。（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額と100,000円とを比較していずれか少ない方の額とする。

2 補助金の交付は、同一年度内において1団体につき1回を限度とする。

3 前項の規定にかかわらず、同様の事業について、過去にこの要綱による補助金の交付を受けている場合は、補助金の交付の対象としない。（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする団体の

代表者（以下「申請者」という。）は、亀岡市スポーツイベント開催支援補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類
（交付の決定及び通知）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、亀岡市スポーツイベント開催支援補助金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該事業の内容を変更しようとするときは、亀岡市スポーツイベント開催支援補助金変更申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、市長が定める日までに亀岡市スポーツイベント開催支援補助金実績報告書（別記第4号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、亀岡市スポーツイベント開催支援補助金確定通知書（別記第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第10条 前条の規定による確定通知を受けた交付決定者は、亀岡市スポーツイベント開催支援補助金請求書（別記第6号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速や

かに交付決定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

「東堅町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 山本 勝司
- 2 変更年月日
令和6年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

「山階区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 人見 高志
- 2 変更年月日
令和6年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

「大井町かすみヶ丘区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 大地 正志
- 2 変更年月日
令和6年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第4区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 伊豆田 浩文

2 変更年月日

令和6年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

「千歳町国分区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 人見 正一

2 変更年月日

令和6年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

「横町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 仁井 英行

2 変更年月日

令和6年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

「曾我部町春日部区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 大石 宏昭
- 2 変更年月日
令和6年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町勝林島下島区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 八木 吉之
- 2 変更年月日
令和6年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

「千歳町出雲台区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 今西 正夫
- 2 変更年月日
令和6年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第6区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 小林 延行

2 変更年月日

令和6年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

「曾我部町重利区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中西 伸宏

2 変更年月日

令和6年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町東町区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 福島 利之

2 変更年月日

令和6年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

「三宅町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 西田 満
- 2 変更年月日
令和6年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

「蕨田野町太田区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 鈴木 定雄
- 2 変更年月日
令和6年4月7日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

「北古世町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容
 - (1) 代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 福井 賢二
 - (2) 主たる事務所所在地
省略
- 2 変更年月日
令和6年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者及び事務所所在地の変更

「揭示済」

亀岡市告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第七区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 石川 清之
- 2 変更年月日
令和6年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

「葺田野町鹿谷区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 桂 忠之
- 2 変更年月日
令和6年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

「篠町森区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 田中 清
- 2 変更年月日
令和6年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

「畑野町広野2区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 鈴木 孝

2 変更年月日

令和6年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第91号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年4月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 令和5年度 市府民税 随1期

2 送達を受けるべき者

住所 省略

氏名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第92号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定に基づき、下記の国民健康保険被保険者証を無効としたので同条第4項の規定により告示する。

令和6年4月25日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0125-31016

1 当該者生年月日

昭和40年3月16日

2 保険者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

3 交付した日

令和6年4月1日

4 無効になる日

令和6年4月25日

「揭示済」

亀岡市告示第93号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定に基づき、下記の国民健康保険被保険者証を無効としたので同条第4項の規定により告示する。

令和6年4月25日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0404-12010

1 当該者生年月日

昭和38年6月21日

2 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

3 交付した日

令和6年4月1日

4 無効になる日

令和6年4月25日

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第22号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|-------------|---|
| (1) 工事番号 | 5市推第3号 |
| (2) 工事名 | （仮称）梅岩の里生誕地整備工事（建築） |
| (3) 工事場所 | 亀岡市東別院町東掛地内 |
| (4) 工事種別 | 建築一式工事 |
| (5) 工事概要 | 建物新築工事
構造・階数：木造一部鉄筋コンクリート造・平屋建
延床面積：265.14㎡
建築工事 一式
外構工事 一式 |
| (6) 工期 | 議決のあった翌日から令和7年2月17日まで |
| (7) 部分払 | 無 |
| (8) 前金払 | 有 |
| (9) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、各会計年度の出来高予定額に対応する工事実施期間の2分の1が経過していること、工程表により各会計年度の出来高予定額に対応する工事実施期間の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、既に行われた当該会計年度における工事に要する経費が、各会計年度における出来高予定額の2分の1以上の額に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、請求できる。（中間前払金は各会計年度における出来高予定額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (10) 最低制限価格 | 採用 |
| (11) 入札保証金 | 免除 |
| (12) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同 |

時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 共同企業体の要件

- ア 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者2者又は3者による共同企業体とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。
- イ 共同企業体は、自主結成とする。
- ウ 構成員の出資比率は、全ての構成員が、2者の場合30パーセント以上、3者の場合20パーセント以上の出資比率であるものとする。
- エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

- ア 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。
- イ 主任技術者として、「建築一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。また、下請総額が7,000万円以上となる場合に、監理技術者として、「建築一式工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。
- ウ 出資比率が構成員中最大のものであること。
- エ 共同企業体による建築一式工事の手持ち工事が無いこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した建築一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。）

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「建築一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

ウ 共同企業体による建築一式工事の手持ち工事が無いこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した建築一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。）

(4) 共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、2者による場合は「〇〇・△△特定建設工事共同企業体」とし、3者による場合は「〇〇・△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

一般競争入札（事後公表）公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）
- (3) 技術者配置予定書（別紙）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

技術者配置予定書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 技術者配置予定書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年4月1日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年4月1日（月） 午後3時から なお、設計図書（図面等）は、 令和6年4月1日（月）午後3時から 令和6年5月7日（火）午後5時まで （閉庁日及び閉庁時間は除く。）	共通事項2のとおり ※設計図書（図面等）については、亀岡市役所3階契約検査課にて、令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定されたものに配布。
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年4月11日（木） 午前9時から午後5時まで 令和6年4月12日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年4月15日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年4月10日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年4月17日（水）午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年4月19日（金）午後5時まで	共通事項5-1のとおり
入札期間	令和6年5月8日（水） 午前9時から午後5時まで 令和6年5月9日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり

予定価格の公表	令和6年5月9日（木）午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和6年5月13日（月）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和6年5月14日（火）午後5時まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和6年5月14日（火） 午前10時	令和6年5月15日（水） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和6年5月15日（水） 午前9時から午後3時まで	令和6年5月16日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和6年5月15日（水） 午後3時以降	令和6年5月16日（木） 午後3時以降	電子入札システムによる

※ 設計図書（図面等）については、令和6年4月1日（月）午後3時から令和6年5月7日（火）午後5時までの間（閉庁日及び閉庁時間は除く。）、亀岡市役所3階契約検査課にて、令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定されたものに配布する。受領の際、直接受領する者の印（認印可）を持参すること。

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

7 その他

(1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年亀岡市条例第1号）に該当する契約は、議会の議決を得るまでは仮契約として、議会の議決を得たときにこれを本契約とみなす。

(2) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

- (3) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (4) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (5) 本案件を落札した業者は、他の共同企業体による建築一式工事の競争入札に参加することができない。ただし、他の案件の公告日までに工事完成届が提出された場合は入札に参加することができる。
- (6) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第23号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和6年4月5日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
亀岡市荒塚町2丁目4の1の一部、4の9、4の10
(関連区域)
亀岡市荒塚町2丁目18の1の一部、18の34の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
多治見市高根町4丁目29
中部薬品株式会社

「揭示済」

亀岡市公告第24号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和6年4月8日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間
令和6年4月8日以後、常時備え置くこととする。
- 2 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第25号

(仮称)かめおか子ども図書館基本設計業務委託について、公募型プロポーザル方式により業務受託候補者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和6年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

(仮称)かめおか子ども図書館基本設計業務受託

(2) 業務内容

別紙「(仮称)かめおか子ども図書館基本設計業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務場所

亀岡市内丸町26番地
 亀岡市立図書館中央館
 亀岡市余部町宝久保1番地の1
 亀岡市立図書館ギャラリー分館

(4) 業務期間

契約締結日から令和6年12月28日まで

(5) 見積限度額

6,562,000円
 (消費税及び地方消費税を含む。)
 ※上記の限度額を超えた企画提案書は、受付できないものとする。
 ※上記金額は、契約締結時の予定価格となるものではない。

2 その他

詳細は、(仮称)かめおか子ども図書館基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領による。

なお、現在の仕様書は案であるため、本プロポーザルにおいて選定された事業者と協議の上で、最終的な仕様書を確定する。

「揭示済」

亀岡市公告第26号

令和6年度亀岡市フレイル予防特化型介護予防事業実施業務委託について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和6年4月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

令和6年度亀岡市フレイル予防特化型介護予防事業実施業務委託

(2) 業務内容

介護予防・重度化防止の取組において、特に高齢者がフレイル状態に陥ることを防ぐことに重点をおいた新たな介護予防拠点を創出するためにフレイル予防特化型介護予防事業を実施するものである。

※詳細は、別紙「令和6年度亀岡市フレイル予防特化型介護予防事業実施業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 見積限度額

1箇所あたり600,000円
 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 公告から契約締結日までの間、国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴

力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 業務一括再委託しないこと。

(7) 国や市が推進する介護予防・重度化防止の施策を理解し、介護予防等の取組の実績があり、精通していること。

3 手続等

(1) 実施要領

ア 交付期間

公募開始から令和6年5月9日（木）まで

※窓口での交付は、土日、祝日を除き、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

「7 事務局」又は「市ホームページ」からダウンロード

ウ 交付する書類

実施要領、仕様書、参加申込書、その他様式

(2) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

ア 受付期間

公募開始から令和6年4月26日（金）午後5時まで

イ 受付方法

質問書に記入の上、「7 事務局」まで電子メールで提出すること。

電話又は口頭による質問には応じない。

ウ 回答日及び回答方法

令和6年5月1日（水）に、市ホームページへ質問及び回答内容を掲載する。

エ 質問内容

質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

(3) 参加申込み

ア 提出書類

プロポーザル参加申込書（様式1）

団体等概要（様式2）

※活動実績のわかる資料（任意様式）を添付すること。

業務実績書（様式3）

亀岡市における入札参加資格認定通知書（受領書）の写し

誓約書（様式4）

※上記提出書類は、参加を希望する支店又は営業所について記載すること。

※亀岡市競争入札参加資格者でない場合は、次の書類も併せて提出すること。

- ・法人にあっては、商業登記簿謄本（現在事項証明書、履歴事項全部証明書でも可）

- ・個人にあっては、住民票等住所がわかる証明書

- ・法人にあっては、本社分の直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その3又はその3の3）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）

- ・個人にあっては、直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その3

又はその3の2）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）

- ・役員等調書（様式5）

- ・支店又は営業所の場合、本社の委任状

イ 部数 各1部

ウ 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

エ 提出場所

亀岡市役所1階

健康増進課健康づくり係

オ 提出期限

令和6年5月9日（木）午後5時まで（郵送の場合は必着）

(4) 企画提案書の提出方法

参加申込みした事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。ただし、資格確認の結果、本プロポーザルに参加する資格要件を満たさない者に関しては、この限りでない。

ア 提出書類

「(5) 企画提案書について」に記載のとおり

イ 提出部数

正本1部、副本6部

ウ 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

エ 提出先

「7 事務局」に記載のとおり

オ 受付期間

令和6年5月17日（金）午後5時まで（郵送の場合は必着）

(5) 企画提案書について

企画提案書は、次のとおりとする。

ア 企画提案書表紙（様式6）

イ 企画提案書

企画提案書は、別紙仕様書の内容を踏まえ、次に定めるところにより作成し提出すること。

なお、任意様式にて提出すること。

(ア) 提案内容

- ・団体等概要…団体等の規模や活動内容等
- ・活動実績…本事業と同様の内容の実績、経験等
- ・本事業に対する団体等の取組、基本方針、本事業の提案概要及び特長
- ・実施体制…本事業の従事者数及び従事者の雇用形態、職種等
- ・提案内容…別紙仕様書「4 業務の内容」参照
- ・実施スケジュール
- ・その他…上記項目以外の特記すべき事項（ある場合のみ）

(イ) 予定担当者調書（様式7）

(ウ) 経費の見積書

- ・任意見積書様式とする。
 - ・見積書は、金額は税込とし、見積限度額以下の金額にすること。
- また、提出の際には封入し割印をすること。

4 審査

参加要件を満たすと認めた事業者に対し、亀岡市フレイル予防特化型介護予防事業実施業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別表「審査項目」

に基づいた書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。

(1) 日時

令和6年5月22日（水）

(2) 場所

亀岡市役所2階 202・203会議室

(3) 出席者

出席者は2名以内とする。

(4) 所要時間

20分以内（準備3分、説明10分、質疑応答5分、片付け2分）

(5) 内容

説明は企画提案書に記載した内容とし、新たな資料の配布は認めない。

5 結果通知等

(1) 優先契約交渉事業者の決定

審査委員会の審査において、最高評価点を得た者を優先契約交渉事業者の候補者（以下「候補者」という。）として決定する。最高評価点を得たものが複数の場合は、①全体の評価 ②提案内容評価の項目で一番評価の高い者を候補者とする。

なお、最高評価点を得たものが評価配点合計の5割に満たない場合にあっては、候補者の選定を行わず、再公募するものとする。

原則、実施会場数は5箇所としますが、優先契約交渉事業者の実施会場数が5箇所未満の場合、優先契約交渉事業者及び担当課（健康増進課）において、実施会場数が5箇所（市街地2箇所、中山間部・山間部3箇所）となるよう協議する。協議の上、実施会場数が5箇所未満となった場合、次点評価点（評価配点5割を満たしていることが必要）の事業者及び担当課（健康増進課）において、実施会場数が5箇所（市街地2箇所、中山間部・山間部3箇所）とな

るよう協議する。

(2) 結果通知

審査結果は、候補者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知する。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国や地方公共団体等において指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

6 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加申込み（参加承諾）後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式8）を提出すること。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に本市の了承を得なければならない。
- (4) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。
- (5) 提出書類等の追加、修正及び再提出は認めない。
- (6) 提出書類等は返却しない。
- (7) 審査により選定された候補者は、業務委託にかかる「プロポーザル審査結果通知書」受理日から契約予定業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。
- (8) 契約書に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と市と協議の上、決定することとする。
- (9) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (10) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (11) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀岡市情報公開条例（平成

12年亀岡市条例第32号）に基づき提出書類を公開することがある。

(12) 次の場合、提出書類等は無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出された場合
- イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- ウ 提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
- エ 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合

(13) 審査内容や審査経過については、公表しない。

(14) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

(15) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。

(16) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。

(17) 参加者が1者の場合は、プロポーザルの手続は継続し、審査の結果、評価配点合計の5割に満たない場合にあつては、候補者の選定を行わず、再公募する。

7 事務局

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市健康福祉部健康増進課

電話番号：0771-25-5004

FAX番号：0771-24-3070

電子メール：

kenkou-zousin@city.kameoka.lg.jp

「揭示済」

亀岡市公告第27号

第3期亀岡市子ども・子育て支援事業計画策定業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和6年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

第3期亀岡市子ども・子育て支援事業計画策定業務

(2) 業務内容

子ども・子育て支援法第61条に基づく「第3期亀岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、令和5年度に実施したニーズ調査に係る調査票の集計分析によるニーズの把握や事業量の推計、目標量の算出等を行うとともに、亀岡市子ども・子育て会議への参画のほか、全般的な支援及び計画策定に取り組むものとする。

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 見積限度額

5,500,000円

(消費税及び地方消費税を含む。)

2 その他

第3期亀岡市子ども・子育て支援事業計画策定業務公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第28号

令和6年度企業版ふるさと納税支援業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和6年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

令和6年度企業版ふるさと納税支援業務

(2) 業務内容

亀岡市の企業版ふるさと納税の獲得に向けた市場等の調査分析及び助言等の支援、報告書のとりまとめ

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所

亀岡市役所内

(5) 見積限度額

597,520円

(消費税及び地方消費税を含む。)

2 その他

詳細は、令和6年度企業版ふるさと納税支援業務公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第29号

亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施する。

令和6年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

1 試験区分、採用予定人数及び受験資格

試験区分		採用予定人数	受験資格
まちづくり技師	かめおか方式 総合土木 (土木・農業 土木・造園) (上級) [20-40]	5名程度	昭和59年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人で、次の①②③のいずれかに該当する人 ①土木施工管理技士(1級又は2級)の資格を有する人 ②民間企業や官公庁等で、土木に関する職務経験(設計・施工管理等)が5年以上あり、かつ、同一企業等における3年以上の継続勤務経験がある人 ③学校教育法による高等学校以上の学校(同程度と認めるものを含む。)において土木工学、造園・緑地、環境工学のいずれかに関する課程を修得し卒業した人又は令和7年3月31日までに卒業する見込み(高等学校を除く。)の人 ※①に該当する人は筆記試験が免除される。
	かめおか方式 保育士・幼稚園教諭 [-40]	10名程度	昭和59年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭資格を有する人(令和7年3月31日までに取得見込みを含む。)

※ いずれか1つの試験区分のみ受験が可能である。

※ いずれの試験区分も障がい者の受験が可能である。

※ 募集人数については、現時点における予定に基づくもので、今後の事業計画によって変わることがある。

※ 受験資格がないことが明らかになったときは合格を取り消す場合がある。

※ 国籍は問わないが、日本国籍を有しない方については、法令により永住が認められている方又は採用予定日前日までに認められる見込みの方のみ受験することができる。

「法令により永住が認められている方」とは、「出入国管理及び難民認定法による永住者」及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者」をいう。

※ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定による次の欠格条項に該当する人は受験することができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 亀岡市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、同法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験方法・期日・場所

それぞれの試験区分ごとの試験方法・期日・場所については、次のとおりである。また、1次試験の集合時間等については、受験票を交付する際に知らせる。

(1) 総合土木（上級）

区分	試験方法	期日	場所
1次試験	集団面接	令和6年6月2日（日）	亀岡市役所
2次試験	○作文試験（必須） 及び ①教養試験 ②SPI3試験 ①～②で1つ選択 計2科目を受験※1	令和6年6月23日（日）	亀岡市役所
	個別面接	令和6年6月25日（火）	亀岡市役所
3次試験	個別面接	令和6年7月31日（水）	亀岡市役所

※1 受験資格の①に当てはまる人は筆記試験が免除される。

(2) 保育士・幼稚園教諭

区分	試験方法	期日	場所
1次試験	集団面接	令和6年6月2日（日）	亀岡市役所
2次試験	専門試験	令和6年6月23日（日）	亀岡市役所
	実技試験	令和6年6月下旬※2	亀岡市内の施設
3次試験	個別面接	令和6年7月31日（水）	亀岡市役所

※2 具体的な日程は、1次試験合格者に別途通知する。

3 試験内容

作文試験	作文課題に対する理解力、文章の表現力や構成力などについて評価を行う。 課題字数は800字、試験時間は50分とする。
教養試験	筆記試験（多肢択一式）を行う。 出題数は40題で、試験時間は2時間とする。 出題分野は、時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力を問う問題とする。
SPI3試験	言語及び非言語に関する能力検査を行う。 出題数は70題で、試験時間は1時間10分とする。
専門試験	筆記試験（多肢択一式）を行う。 出題数は30題で、試験時間は1時間30分とする。 社会福祉・子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、教育学・教育法規、保育原理・保育内容及び子どもの保健を問う問題とする。

4 合格発表等

(1) 日程

合格発表	
1次試験	令和6年6月中旬
2次試験	令和6年7月上旬
3次試験	令和6年8月中旬

(2) 通知方法及び職員採用候補者名簿の登載

ア 1次及び2次試験の合格発表については、市ホームページで受験番号を掲示するほか、合格者にのみ通知を行う。また、3次試験の合格発表については、合格者の受験番号を掲載した公告文を掲示する。

イ 最終合格者は、試験区分ごとの職員採用候補者名簿に登載し、令和7年4月1日以降必要に応じて採用する。ただし、最終合格者と調整し、令和7年3月31日以前に採用する場合がある。職員採用候補者名簿の有効期間は、令和8年4月1日までとする。

5 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

「公権力の行使」及び「公の意思形成への参画」に携わる公務員については日本国籍を必要とするという「公務員に関する基本原則」に基づく任用制限により、亀岡市では、日本国籍を有しない方については、次の(1)以外の業務及び(2)以外の職に就かせることとしている。また、昇任についての考え方は(3)のとおり。

(1) 「公権力の行使」に該当する業務

ア 市民の権利や自由を一方的に制限することとなる業務

- イ 市民に対し一方的に義務や負担を課すこととなる業務
 - ウ 市民に対して強制力をもって執行する業務
 - エ その他公権力の行使に該当する業務（行政立法、準司法的権能のある行為に係るものなど）
- 《「公権力の行使」に該当する業務の具体例》

- 都市計画法に基づく開発行為の許可処分
- 市民税や国民健康保険料の賦課徴収
- 生活保護法による保護の決定及び実施に関する処分
- 建築基準法に違反している建築物に対する同法に基づく各種措置命令

(2) 「公の意思形成への参画」に該当する職

亀岡市の行政について、企画、立案、決定等に関与する職であり、具体的には、①ラインの副課長級以上の職、②本市の基本政策の決定（基本計画の策定、予算の編成、組織、人事、労務管理等）に携わる係長級以上の職が該当する。

(3) 昇任についての考え方

日本国籍を有しない職員についても、「公務員に関する基本原則」に反しない範囲において昇任が可能。

6 初任給

(参考：令和6年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。)

大学卒	短大卒	高校卒
207,972円	192,708円	176,596円

- (1) 職歴や学歴等により給料月額が増減する場合がある。また、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）等の諸手当が要件に応じて支給される。
- (2) 初任給については、採用前の給与改定等により変更になる場合がある。
- (3) 福利厚生制度については、共済組合の制度として、保険給付や資金貸付等が受けられる。
- (4) 受動喫煙防止対策として、原則敷地内は禁煙である。（一部特定屋外喫煙所がある。）

7 受験申込みの手続

申込方法	亀岡市職員採用試験のインターネットの専用ページから申し込むこととする。 ※インターネットによる申込みができない場合は、5月13日（月）午後5時までに人事課まで問い合わせることとする。
申込受付期間	令和6年4月24日（水）～5月19日（日） ※受付後は、申込みをした試験区分の変更はできない。

8 その他

自然災害などの発生により、試験が中止又は延期になる場合や、試験会場、試験内容、開始時間などが変更になる場合がある。

なお、中止、延期又は変更が生じた場合は、市ホームページなどで行う。

9 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の不明な点は亀岡市市長公室人事課に問い合わせることとする。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電話 (0771) 22-3131 (市役所代表) … (内線2955)

電話 (0771) 55-9451 (人事課直通)

FAX (0771) 24-5501

URL: <https://www.city.kameoka.kyoto.jp/>

「揭示済」

亀岡市公告第30号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

令和6年4月26日

亀岡市長 桂川孝裕

1 入札に付する事項

- (1) 契約名 検算用積算システムの賃貸借
- (2) 納入場所 亀岡市役所
- (3) 契約概要 検算用積算システムの賃貸借 一式
- (4) 契約期間 契約日から令和11年6月30日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- (5) 履行期間 令和6年7月1日から令和11年6月30日まで
- (6) 最低制限価格 不採用
- (7) 入札保証金 免除
- (8) 契約保証金 免除
- (9) その他 本契約は長期継続契約のため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において予算の議決がされなかった場合は、本契約行為について停止等を行うことがある。

2 入札参加要件

参加者は、次の全ての要件に該当すること。

- (1) 亀岡市「令和6年度 物品納入等に関する指名競争入札参加資格者名簿」に登録しており、第1希望又は第2希望が「26 リース・レンタル」又は「29 電算関連（情報・通信サービス）」

であること。

- (2) 過去10年間に於いて、自治体への同種商品の納入（リース含む。）実績があること。
- (3) 京都府下又は近隣に営業拠点があり、亀岡市役所に概ね3時間程度で来庁できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体等の指名停止期間中でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であつて、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）でないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
 - ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後、2年間を経過しない者を含む。）
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 積算システム納入実績（リース含む）等調書（様式2）
- (3) 入札参加資格要件を満たしていることの誓約書（様式3）

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
一般競争入札 参加資格確認 申請書等の配 布期間	令和6年4月26日（金） 午後3時から 令和6年5月21日（火） 午後5時まで	<p>1 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）等及び仕様書等は、亀岡市入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の発注情報閲覧からダウンロードすること。</p> <p>2 やむを得ず窓口配布を希望する場合は、問い合わせの上、配布期間内の受付時間中（令和6年4月26日は午後3時から午後5時まで、令和6年4月30日以降は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）に契約検査課に来庁して入手すること。ただし、閉庁日を除く。</p>
確認申請書等 の受付	令和6年5月21日（火） 午後3時まで	<p>入札に参加を希望する者は、当該の公告に示す提出資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(1) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。 なお、郵送の場合は書留にて、令和6年5月21日（火）午後3時までに契約検査課必着とし、郵送した旨の電話連絡をすること。郵送した旨の電話連絡がない場合は、受け付けできないことがあるので留意すること。</p> <p>(2) 提出書類 当該公告の「3 入札参加資格確認申請時の提出書類」に定める書類</p> <p>(3) その他 ア 提出書類作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。 イ 提出書類は、公告で指定した様式にて作成すること。 ウ 提出された書類は、本市において無断使用することはない。 エ 虚偽の記載をした者は、当該業務の入札への参加を認めないとともに、市の指名停止措置を行うことがある。</p>

<p>入札参加資格 確認通知書の 送付</p>	<p>令和6年5月23日（木） 午後5時までに発送</p>	<p>確認申請書等を提出した入札参加希望者に対し、結果を文書により通知する。 入札は、「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた者のみが参加できる。</p>
<p>確認申請書等 及び仕様書等 に関する質問 の受付</p>	<p>確認申請書等に関する質問 随時 仕様書等に関する質問 令和6年5月27日（月） 正午まで</p>	<p>1 確認申請書等に関する質問は、公告に示す期間内に契約検査課において電話にて随時受け付ける。 2 仕様書等に関する質問については、質問書（様式4）にて行うこととし、電子メールアドレスへ電子メールにて提出すること。質問内容を簡潔にまとめて記載して、電子メールに添付し提出すること。 添付ファイルは、「Microsoft Word 2010」（Windows版）で支障なく再現できること。 口頭による質問は受け付けない。 提出後、質問書を提出した旨を契約検査課へ電話連絡すること。送付した旨の電話連絡がない場合は、質問書を受け付けできないことがあるので留意すること。</p>
<p>質問に関する 回答</p>	<p>確認申請書等に関する回答 随時 仕様書等に関する回答 令和6年5月29日（水） 午後5時まで</p>	<p>1 確認申請書等に関する質問の回答については、随時、原則質問者にのみ行う。 2 仕様書等に関する質問の回答については、当該公告に示す日時までに情報公開システムに掲載する。 3 その他、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。 4 回答期日までに情報公開システムにて回答がない場合は、基本的に質問はなかったものとする。</p>
<p>同等品承認申 請書の受付</p>	<p>令和6年5月31日（金） 正午まで</p>	<p>同等品承認申請書の受付については、申請書（様式5）にて行うこととし、電子メールアドレスへ電子メールにファイル（申請書及びカタログ等）を添付して提出すること。なお、添付ファイルは、「Microsoft Word 2010」（Windows版）で支障なく再現できること。 提出後、申請書を提出した旨を契約検査課へ</p>

		<p>電話連絡すること。送付した旨の電話連絡がない場合は、申請書を受け付けできないことがあるので留意すること。</p> <p>また、指定の期日を超えて同等品承認申請書の提出があった場合は無効とする。</p>
同等品承認結果の通知	令和6年6月4日（火） 午後5時まで	<p>同等品承認結果の通知については、当該公告に示す日時までに情報公開システムに掲載する。</p> <p>受付期日までに情報公開システムにて通知がない場合は、基本的に申請はなかったものとする。</p> <p>同等品申請については、「同等品承認申請書」を申請した者のみ、自身が承認を受けた同等品での入札を可能とする。なお、同等品申請を行い、承認を受けた場合でも入札仕様書に記載の物品で入札を行うことは可能とする。</p>
入札日時	令和6年6月6日（木） 午前10時（厳守）	<p>入札については、「5 入札に関する留意事項」のとおり</p>

5 入札に関する留意事項

- (1) 入札方法は、紙入札とする。指定の日時に亀岡市役所入札室（市役所4階）に入札書（様式6）を持参すること。（入札開始の10分前には到着を心掛けること。）
- (2) 入札は、最大3回まで行うので入札書を3部準備すること。
- (3) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (5) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。
- (6) 入札書に記載する金額は、「検算用積算システムの賃貸借」の月額使用料とする。
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 なお、入札書に記入する金額は十円止めとし、その表示方法は「××, ××0円」とする。
 間違って十円未満まで記入した入札書は有効とするが、十円未満は切り捨てるものとする。
- (7) 入札に参加できない事情がある場合には、入札執行の完了に至るまでに入札辞退届（様式7）を提出しなければならない。

(8) 書面による入札

ア 代理人が入札する場合は、委任状（様式8）を提出しなければならない。この場合、入札書に入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名、当該代理人の氏名を記載して、押印（代理人の印を使用）しておかなくてはならない。

イ 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に商号又は名称、代表者名及び件名を記載し押印の上、封筒の開口部を封印すること（代理人が入札する場合は当該代理人名を記載の上、代理人の印を使用）。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内に入札がないときで再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

ウ 開札は、公告に掲げる入札日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(9) 入札の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

イ 確認申請書等の提出を履行しなかった者又は確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者の入札

エ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の入札

オ 「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点に

おいて入札に参加する資格のない者の入札

カ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の入札

キ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者

ケ 再度入札に付して最低価格札の発表をしたにもかかわらず、当該最低価格以上の価格で入札をした者

コ その他入札条件に違反した者

(10) 落札者の決定方法

ア 亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から指定する期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(11) その他亀岡市財務規則に基づき執行する。

6 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

7 契約書作成の要否
要

8 その他

- (1) 入札参加者は、別添の仕様書等を熟読し、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本市が提示する資料及び回答書は、契約関係書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- (3) 本市が必要と認めたときは、入札を延期、中止又は取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。
- (5) 確認申請書等に虚偽の記載をした場合には、当業務の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (6) 上記に定めるもののほか、亀岡市財務規則の定めるところによる。
- (7) 予定価格は公表しないものとする。

9 問い合わせ先

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市総務部 契約検査課

(電話番号 0771-25-5041)

(FAX番号 0771-25-5157)

電子メールアドレス：

sikkou-kanri@city.kameoka.lg.jp

「揭示済」

亀岡市公告第31号

「かめおか健康プラン21（第3次亀岡市健康増進計画）」策定業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和6年4月26日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

「かめおか健康プラン21（第3次亀岡市健康増進計画）」策定業務

(2) 業務内容

健康増進法に規定される市町村健康増進計画として、「かめおか健康プラン21（第3次亀岡市健康増進計画）」を策定する。

※詳細は、別紙「かめおか健康プラン21（第3次亀岡市健康増進計画）」策定業務仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで
(2箇所)

(4) 見積限度額

5,600,000円

(消費税及び地方消費税の額を含む。)

内訳

令和6年度業務 2,500,000円

令和7年度業務 3,100,000円

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 公告から契約締結日までの間、国や地方

- 公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
- ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する

など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) 業務一括再委託しないこと。

3 手続等

(1) 実施要領

ア 交付期間

公募開始から令和6年5月14日（火）まで

※窓口での交付は、土日、祝日を除き、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

「7 事務局」又は「市ホームページ」からダウンロード

ウ 交付する書類

実施要領、仕様書、参加申込書、その他様式

(2) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

ア 受付期間

公募開始から令和6年5月10日（金）午後5時まで

イ 受付方法

質問書（様式6）に記入の上、「7 事務局」まで電子メール又はFAXで提出すること。電話又は口頭による質問には応じない。

ウ 回答日及び回答方法

令和6年5月15日（水）午後5時までに電子メールで回答する。

また、市ホームページにも質問及び回答内容を掲載する。

<p>エ 質問内容 質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。</p> <p>(3) 参加申込み</p> <p>ア 提出書類 プロポーザル参加申込書（様式1） 事業所概要（様式2） 業務実績書（様式3） 誓約書（様式4） 亀岡市における入札参加資格認定通知書（受領書）の写し ※上記提出書類は、参加を希望する支店又は営業所について記載すること。 ※亀岡市競争入札参加資格者でない場合は、次の書類も併せて提出すること。 法人にあつては、商業登記簿謄本（現在事項証明書、履歴事項全部証明書でも可） 個人にあつては、住民票等住所がわかる証明書 法人にあつては、本社分の直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その3又はその3の3）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの） 個人にあつては、直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その3又はその3の2）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの） 役員等調書（様式5） 支店又は営業所の場合、本社の委任状</p> <p>イ 部数 各1部</p> <p>ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）</p>	<p>※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで （ただし、正午から午後1時までを除く。）</p> <p>エ 提出場所 亀岡市役所1階 健康増進課 健康づくり係</p> <p>オ 提出期限 令和6年5月20日（月）午後5時まで（郵送の場合は必着）</p> <p>(4) 企画提案書の提出方法 参加申込みした事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。ただし、資格確認の結果、本プロポーザルに参加する資格要件を満たさない者に関しては、この限りでない。</p> <p>ア 提出書類 「(5) 企画提案書について」に記載のとおり</p> <p>イ 提出部数 正本1部、副本10部</p> <p>ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。） ※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで （ただし、正午から午後1時までを除く。）</p> <p>エ 提出先 「7 事務局」に記載のとおり</p> <p>オ 受付期間 令和6年6月19日（水）午後5時まで（郵送の場合は必着）</p> <p>(5) 企画提案書について 企画提案書は、次のとおりとする。</p> <p>ア 企画提案書表紙（様式7）</p> <p>イ 企画提案書 企画提案書は、別紙仕様書の内容を踏まえ、次に定めるところにより作成し提</p>
---	---

出すこと。

なお、任意様式にて提出すること。

① 提案内容

- ・会社概要…会社の規模や業務内容等
- ・業務実績…本事業と同様の内容の実績、経験等
- ・本事業に対しての貴社の取組
基本方針、本事業の提案概要及び特長
- ・実施体制…本事業の従事者数及び従事者の雇用形態、職種等
- ・提案内容…別紙仕様書「業務の内容」参照
- ・実施スケジュール
- ・その他…上記項目に含まれない内容で特記すべき点のある場合には、その内容を記述すること。

② 予定担当者調書（様式8）

③ 参考見積書及び内訳書

- ・任意見積書様式とする。
- ・内訳は令和6年度業務、令和7年度業務を分けて記載すること。
- ・見積書は、金額は税込とし、見積限度額以下の金額にすること。
また、提出の際には封入し割印をすること。

④ その他企画提案書の記載事項に関する資料

4 審査

参加要件を満たすと認めた事業者に対し、「かめおか健康プラン21（第3次亀岡市健康増進計画）」策定業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別表「審査項目」に基づいた書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。なお、参加者が1者のみの場合は、選定委員会に諮り決定する。

(1) 日時

令和6年6月26日（水）

(2) 場所

亀岡市役所 会議室

(3) 出席者

出席者は3名以内とする。

(4) 所要時間

30分以内（準備3分、説明20分、質疑応答5分、片付け2分）

(5) 内容

説明は企画提案書に記載した内容とし、新たな資料の配布は認めない。

(6) その他

- ・指定した時間に遅刻したとき、又は欠席したときは失格とする。
- ・プレゼンテーション審査の内容については、事務局による録音・記録を実施する。

5 結果通知等

(1) 優先契約交渉事業者の決定

審査委員会の審査において、最高評価点を得た者を優先契約交渉事業者の候補者（以下「候補者」という。）として決定する。最高評価点を得たものが複数の場合は、①全体の評価 ②提案内容評価の項目で一番評価の高い者を候補者とする。

なお、最高評価点を得たものが評価配点合計の5割に満たない場合にあっては、候補者の選定を行わず、再公募するものとする。

(2) 結果通知

審査結果は、候補者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知するとともに、亀岡市ホームページに掲載する。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国や地方公共団体等において指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

6 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加申込み（参加承諾）後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式9）を提出すること。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に本市の了承を得なければならない。
- (4) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。
- (5) 提出書類等は返却しない。
- (6) 審査により選定された候補者は、業務委託にかかる「プロポーザル審査結果通知書」受理日から契約予定業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。
- (7) 契約書に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と市と協議の上、決定することとする。
- (8) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (9) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (10) 次の場合、提出書類等は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて提出された場合
 - イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ウ 提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
 - エ 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合
- (11) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (12) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として今後の選定等について不利益な取扱いを受けない。
- (13) 不測の事態があった場合、本案件の執行

をやむを得ず中止することがある。

- (14) 企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承認を得ずに提出書類の内容を無償使用できるものとする。

7 事務局

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市健康福祉部健康増進課

電話番号：0771-25-5004

FAX番号：0771-24-3070

電子メール：

kenkou-zousin@city.kameoka.lg.jp

「揭示済」

亀岡市公告第32号

シティプロモーションを目的とした市勢要覧制作業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和6年4月30日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

シティプロモーションを目的とした市勢要覧制作業務

(2) 業務内容

亀岡市の魅力を凝縮・可視化し、市外の人向けの魅力的なデザインの市勢要覧制作

に関する業務委託を行うものである。

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 見積限度額

4,000,000円

(消費税及び地方消費税を含む。)

2 その他

詳細は、シティプロモーションを目的とした市勢要覧制作業務公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

任免及び辞令

矢野 裕 巳

亀岡市政の円滑な推進に資するため国際交流に係る市政アドバイザーとして参与に委嘱します
任期は令和7年3月31日までとします

鳥山 恒 夫

亀岡市政の円滑な運営に資するためシティプロモーションに係る市政アドバイザーとして参与に委嘱します

任期は令和7年3月31日までとします

高木 超

SDGs未来都市としての亀岡市の施策を推進するため亀岡市SDGsアドバイザーとして参与に委嘱します

任期は令和7年3月31日までとします

ACOON HIBINO

(日比野 敏彦)

亀岡市の文化施策を推進するため亀岡市市政アドバイザーとして参与に委嘱します

任期は令和7年3月31日までとします

安居 昭 博

亀岡市政の円滑な推進に資するため持続可能な地域社会の実現を目指したサーキュラーエコノミーの実践に係る市政アドバイザーとして参与に委嘱します

任期は令和7年3月31日までとします

石田 賀奈子

亀岡市のこども家庭センター支援体制強化にかかる施策を推進するため亀岡市児童福祉アドバイザーとして参与に委嘱します

任期は令和7年3月31日までとします

豊川 竜 太

亀岡市商工業行政の円滑な推進に資するため産学官連携に係る市政アドバイザーとして参与に委嘱します

任期は令和7年3月31日までとします

吉田直樹
 亀岡市政の円滑な推進に資するため産業振興に係る市政アドバイザーとして参与に委嘱します
 任期は令和7年3月31日までとします

北村真也
 亀岡市教育委員会委員に任命します

宇佐美 年樹子

北崎 康 宏

小多田 篤 宏

溝口 哲 弘

浅田 美佐保

櫻井 一 代

間野 恒 夫

寺本 都也子

柳原 邦 弘

小早川 大 輔

小橋 一 哉

小林 佑 騎

日下部 勝 也

松永 枝美子

川人 岳 雄

渡邊 勇 次

平井 和 夫

松本文 夫

森岡 明 美

野々村 忠 司

蔭山 正 樹

廣瀬 義 政

関 彰

金田 勝 一

八木 美 杉

阿田 眞 浩

斎藤 嘉 徳

竹原 将 司

光藤 友 恵

柳原 順 子

山内 知 行

仲川 吏

(各 通)

(各 通) 林家利憲
 沼田聡社

亀岡市スポーツ推進委員に委嘱します
 任期は令和8年3月31日までとします

田井浩二
 亀岡市防災会議委員に委嘱します

任期は令和8年3月31日までとします

田村康明
 亀岡市防災会議委員の委嘱を解きます

松本博多
 亀岡市防災会議委員に委嘱します

稲垣好江
 富士原美由紀

(各 通) 細見眞紀美

山内節子
 亀岡市知的障害者相談員に委嘱します

任期は令和8年3月31日までとします

井口茂男
 岡村徳子

木村達浩
 清水昇

(各 通) 高木信義

高木麻希
 玉田初子

松岡茂夫
 三浦邦俊

森本克子
 亀岡市身体障害者相談員に委嘱します

任期は令和8年3月31日までとします

(各 通) 糟谷佳子

谷口裕美
 亀岡市精神障害者相談員に委嘱します

清水真弥
 任期は令和8年3月31日までとします

亀岡市介護認定審査会委員に委嘱します
 任期は令和7年3月31日までとします

吉岡賢一
 亀岡市市医に委嘱します

吉岡賢一
 亀岡市休日急病診療所医師に委嘱します

米原亨
 亀岡市福祉事務所嘱託医に委嘱します
 任期は令和7年3月31日までとします

上原久和
 亀岡市予防接種健康被害調査委員会委員に委嘱
 します
 任期は令和6年8月31日までとします

温井雅紀
 亀岡市予防接種健康被害調査委員会委員の委嘱
 を解きます
 令和6年4月1日

田中美良
 亀岡市固定資産評価審査委員会委員に選任しま
 す
 令和6年4月4日

玉井亮子
 (各 通) 湊 妙子
 吉田昌顕
 亀岡市行政改革推進委員の委嘱を解きます
 令和6年4月26日

議会事務局欄

規程

亀岡市議会個人情報保護条例施行規程の一部
を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

亀岡市議会議長 菱田光紀

亀岡市議会規程第2号

亀岡市議会個人情報保護条例施行
規程の一部を改正する規程

亀岡市議会個人情報保護条例施行規程（令和
5年議会規程第1号）の一部を次のように改正
する。

第28条を第29条とし、第18条から第
27条までを1条ずつ繰り下げ、第17条の次
に次の1条を加える。

（費用負担の額及び納付の方法）

第18条 条例第30条第2項に規定する写し
の作成及び送付に要する費用の額及びその納
付の方法は、亀岡市個人情報保護法施行細則
（令和5年亀岡市規則第9号）第3条の例に
よる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年4月30日

亀岡市監査委員 関本孝一
亀岡市監査委員 齊藤一義

1 監査の種類

令和6年度随時監査

2 監査の対象

令和5年度末現在における棚卸状況について

- (1) 上下水道部の貯蔵品（緊急修繕用材料及びメーター）
- (2) 市立病院の貯蔵品（医薬品及び診療材料）

3 監査の着眼点

実地棚卸の時期・方法は適切か、保管の方法・場所は適切か、不足・亡失き損・使用不能等の原因の究明及び処置は適切か、在庫現在高は帳簿残高と一致しているかなど、貯蔵品等について適切な在庫管理が行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査対象について、書類調査、状況聴取及び在庫保管場所の確認を行った。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 上下水道部

監査の実施場所：上下水道部庁舎

監査実施日：令和6年4月11日

(2) 市立病院

監査の実施場所：市立病院

監査実施日：令和6年4月11日

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は見当たらず、適正であると認められた。

「揭示済」

教育委員会欄

規則

亀岡市立図書館運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

亀岡市教育委員会
教育長 神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第4号

亀岡市立図書館運営規則の一部を
改正する規則

亀岡市立図書館運営規則（昭和42年亀岡市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第23条第3項中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第4号

庁中一般

亀岡市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月30日

亀岡市教育委員会
教育長 神先宏彰

亀岡市教育委員会事務専決規程の
一部を改正する訓令

亀岡市教育委員会事務専決規程（昭和53年亀岡市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び亀岡市みらい教育リサーチセンター（以下「リサーチセンター」という。）の所長」を「並びに亀岡市みらい教育リサーチセンター（以下「リサーチセンター」という。）の所長及び副所長」に改める。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（リサーチセンターの副所長の専決事項）
第16条 リサーチセンターの副所長は、事務処理規程第42条に規定する主管事務について専決することができる。

附 則

この訓令は、令和6年5月1日から施行する。

任免及び辞令

西垣逸郎
 亀岡市立亀岡小学校学校医に委嘱します

小坂喜太郎
 亀岡市立安詳小学校学校医に委嘱します

平田正弘
 亀岡市立東別院小学校学校医に委嘱します

栗山卓弥
 亀岡市立西別院小学校学校医に委嘱します

樋垣諒
 亀岡市立曾我部小学校学校医に委嘱します

佐藤俊之
 亀岡市立吉川小学校学校医に委嘱します

佐藤明美
 亀岡市立蕨田野小学校学校医に委嘱します

東原博司
 亀岡市立大井小学校学校医に委嘱します

森戸俊典
 亀岡市立千代川小学校学校医に委嘱します

白川和夫
 亀岡市立保津小学校学校医に委嘱します

松井史裕
 亀岡市立つつじヶ丘小学校学校医に委嘱します

上原久和
 亀岡市立城西小学校学校医に委嘱します

植木孝宜
 亀岡市立詳徳小学校学校医に委嘱します

飯野茂
 亀岡市立南つつじヶ丘小学校学校医に委嘱します

飯野讓
 亀岡市立亀岡中学校学校医に委嘱します

吉岡克己
 亀岡市立南桑中学校学校医に委嘱します

十倉佳史
 亀岡市立東輝中学校学校医に委嘱します

文字直
 亀岡市立大成中学校学校医に委嘱します

福居顯介
 亀岡市立詳徳中学校学校医に委嘱します

中川裕隆
 亀岡市立亀岡川東学園学校医に委嘱します

吉岡賢一
 亀岡市立育親学園学校医に委嘱します

嶋村浩一
 亀岡市立亀岡小学校学校歯科医に委嘱します

並河治之
 亀岡市立安詳小学校学校歯科医に委嘱します

前川眞司
 亀岡市立東別院小学校学校歯科医に委嘱します

脇新五
 亀岡市立西別院小学校学校歯科医に委嘱します

内藤春生
 亀岡市立曾我部小学校学校歯科医に委嘱します

荻野茂
 亀岡市立吉川小学校学校歯科医に委嘱します

上原久晴
 亀岡市立蕨田野小学校学校歯科医に委嘱します

遠坂豊
 亀岡市立大井小学校学校歯科医に委嘱します

浦田眞幸
 亀岡市立千代川小学校学校歯科医に委嘱します

石川清之
 亀岡市立保津小学校学校歯科医に委嘱します

河野弘之
 亀岡市立つつじヶ丘小学校学校歯科医に委嘱します

中川幹也
 亀岡市立城西小学校学校歯科医に委嘱します

池田利夫
 亀岡市立詳徳小学校学校歯科医に委嘱します

前田文義
 亀岡市立南つつじヶ丘小学校学校歯科医に委嘱します

安井明平
 亀岡市立亀岡中学校学校歯科医に委嘱します

永田篤司
 亀岡市立南桑中学校学校歯科医に委嘱します

中川博友
 亀岡市立東輝中学校学校歯科医に委嘱します

吉田龍兒
 亀岡市立大成中学校学校歯科医に委嘱します

岡本眞和
 亀岡市立詳徳中学校学校歯科医に委嘱します

植村正敏
 亀岡市立亀岡川東学園学校歯科医に委嘱します

河本隆大
 亀岡市立育親学園学校歯科医に委嘱します

片山 徹
 亀岡市立亀岡小学校学校薬剤師に委嘱します

岩田雅司
 亀岡市立安詳小学校学校薬剤師に委嘱します

片山 徹
 亀岡市立東別院小学校学校薬剤師に委嘱します

齋藤 均
 亀岡市立西別院小学校学校薬剤師に委嘱します

山口徳人
 亀岡市立曾我部小学校学校薬剤師に委嘱します

望月英孝
 亀岡市立吉川小学校学校薬剤師に委嘱します

上田耕士
 亀岡市立蕨田野小学校学校薬剤師に委嘱します

尾崎麻理
 亀岡市立大井小学校学校薬剤師に委嘱します

國代一祥
 亀岡市立千代川小学校学校薬剤師に委嘱します

中川喜よ美
 亀岡市立保津小学校学校薬剤師に委嘱します

山口知絵子
 亀岡市立つつじヶ丘小学校学校薬剤師に委嘱します

石野陽一
 亀岡市立城西小学校学校薬剤師に委嘱します

平野朋和
 亀岡市立詳徳小学校学校薬剤師に委嘱します

高村千咲
 亀岡市立南つつじヶ丘小学校学校薬剤師に委嘱します

神田孝泰
 亀岡市立亀岡中学校学校薬剤師に委嘱します

水落明子
 亀岡市立南桑中学校学校薬剤師に委嘱します

中西暢之
 亀岡市立東輝中学校学校薬剤師に委嘱します

寺田希久子
 亀岡市立亀岡川東学園学校薬剤師に委嘱します

川勝達也
 亀岡市立育親学園学校薬剤師に委嘱します

池田将吾
 亀岡市立大成中学校学校薬剤師に委嘱します

廣瀬裕之
 亀岡市立詳徳中学校学校薬剤師に委嘱します

令和6年4月1日

公平委員会欄

告示

亀岡市公平委員会告示第1号

下記の団体から、地方公務員法第53条第10項及び職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定により職員団体解散届を受理したから、職員団体の登録に関する規則第10条の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月17日

亀岡市公平委員会
委員長 深澤則夫

記

- 1 解散団体
亀岡市職員連絡会
代表者役職氏名 会長 伊藤 正人
- 2 解散年月日
令和6年3月31日

「揭示済」

農業委員会欄

公告

亀岡市農業委員会公告第4号

令和6年4月定例総会を下記のとおり公告する。

令和6年4月3日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

- 1 日時
令和6年4月8日（月）
午後1時30分から
- 2 場所
亀岡市役所 302・303会議室
- 3 議題
 - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
 - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第4号議案 非農地証明交付について
 - ・報告第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について
 - ・報告第2号 農地法第4条第1項第8号の適用除外届出書の受理について

「揭示済」

亀岡市農業委員会公告第5号

令和6年5月定例総会を下記のとおり公告する。

令和6年4月30日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時
令和6年5月7日(火)
午後1時30分から
- 2 場 所
亀岡市役所 302・303会議室
- 3 議 題
 - ・第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明交付について
 - ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第4号議案 非農地証明交付について
 - ・第5号議案 令和6年5月農用地利用集積計画(農地中間管理機構・所有権移転)
 - ・第6号議案 令和6年6月農用地利用集積計画(農地中間管理機構・利用権設定)
 - ・第7号議案 令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)
 - ・報告第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について
 - ・報告第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明交付について

「揭示済」

上下水道部欄

規 程

亀岡市上下水道事業会計規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第2号

亀岡市上下水道事業会計規程等の一部を改正する規程

(亀岡市上下水道事業会計規程の一部改正)

第1条 亀岡市上下水道事業会計規程(平成26年亀岡市上下水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「第33条の2」を「第33条の2において読み替えて準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項」に改める。

(亀岡市上下水道事業徴収事務等委託規程の一部改正)

第2条 亀岡市上下水道事業徴収事務等委託規程(平成20年亀岡市上下水道事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第33条の2及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4」を「第33条の2において読み替えて準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2から第243条の2の6まで」に改める。

第4条中「徴収事務等を私人に委託する場
合においては、」を「指定公金事務取扱者

(前条の規定による委託を受けた者をいう。以下同じ。)と」に改める。

第5条中「市広報紙等に掲載して」を「広報その他の方法により」に改め、同条第1号中「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げるもののほか必要な事項

第6条中「徴収事務等の委託を受けた者(以下「受託者」という。)」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第7条から第13条まで及び第15条から第19条までの規定中「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

(亀岡市水道料金等収納事務委託規程の一部改正)

第3条 亀岡市水道料金等収納事務委託規程(平成20年亀岡市上下水道事業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第33条の2及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4」を「第33条の2において読み替えて準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2から第243条の2の6まで」に改める。

第4条中「収納事務を」を「指定公金事務取扱者(前条の規定により収納事務を委託したコンビニ等をいう。以下同じ。)に」に改め、同条第2号中「収納事務の委託を受けたコンビニ等(以下「受託者」という。)」を「指定公金事務取扱者」に、「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第5条から第7条までの規定中「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市上下水道事業契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第3号

亀岡市上下水道事業契約規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道事業契約規程(平成9年亀岡市公営企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第21条の15」を「第21条の14」に、「第21条の14」を「第21条の13」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第4号

亀岡市水道事業給水条例施行規程
の一部を改正する規程

亀岡市水道事業給水条例施行規程（平成30年亀岡市上下水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市上下水道部告示第9号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2から第243条の2の6までの規定に基づき、次のとおり料金収納事務を委託したので告示する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 委託の相手方

東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
日本橋日銀通りビル5階

地銀ネットワークサービス株式会社
提携コンビニエンスストア

MMK設置店 暮らしハウス

スリーエイト 生活彩家

セイコーマート セブシーイレブン

タイエー デイリーヤマザキ

ニューヤマザキデイリーストア

ハセガワストア ハマナスクラブ

ファミリーマート ポプラ

ミニストップ

ヤマザキスペシャルパートナーショップ

ヤマザキデイリーストアー ローソン

ローソンストア100

2 委託した収納事務

亀岡市上下水道事業に係る公金（水道料金、下水道使用料及び水道メーター使用料）のコンビニエンスストア収納事務

3 委託期間

令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第10号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2から第243条の2の6までの規定に基づき、次のとおり料金収納事務を委託したので告示する。

令和6年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 委託の相手方

東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
日本橋日銀通りビル5階
地銀ネットワークサービス株式会社
提供会社

LINE Pay株式会社
PayPay株式会社

2 委託した収納事務

亀岡市上下水道事業に係る公金（水道料金、下水道使用料及び水道メーター使用料）のスマートフォン等の電子機器による決済サービス収納事務委託

3 委託期間

令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで

「揭示済」

市立病院欄

告示

亀岡市立病院告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づく、亀岡市病院事業会計規程（平成26年亀岡市病院事業管理規程第2号）第28条の規定による指定納付受託者を次のとおり指定したので告示する。

令和6年4月1日

亀岡市病院事業管理者 田中宏樹

1 指定納付受託者の名称及び所在地

(1) 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地

京都クレジットサービス株式会社
代表取締役 多賀野博一

(2) 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地

京銀カードサービス株式会社
代表取締役 多賀野博一

2 指定納付受託者による納付を認める歳入の範囲

亀岡市立病院における診療に係る使用料及び手数料

3 指定期間

令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで

「揭示済」